

**地方公共団体実行計画（区域施策編）  
策定・実施マニュアル  
(地域脱炭素化促進事業編)**

**Ver. 2.0**

**令和7年3月**

**環 境 省**

**大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室**



## 目次

<b>本マニュアルの位置づけ .....</b>	<b>1</b>
<b>第1 制度趣旨・概要 .....</b>	<b>4</b>
1 制度の背景・趣旨 .....	5
(1) 制度の背景 .....	5
(2) 制度趣旨 .....	5
2 制度概要 .....	7
(1) 制度の全体像 .....	7
(2) 促進事業における各主体の役割 .....	9
<b>第2 市町村の対応 .....</b>	<b>12</b>
1 促進事業に関する事項の策定 .....	13
(1) 促進事業の趣旨等 .....	13
(2) 促進事業に関する事項の全体像・検討について .....	14
(3) 促進事業に関する事項の定め方 .....	14
(4) その他設定に当たっての留意点 .....	30
2 促進事業計画の認定 .....	34
(1) 概要 .....	34
(2) 法定協議会における協議 .....	34
(3) 促進事業計画の認定申請の受理 .....	35
(4) 促進事業計画の認定 .....	38
(5) 認定後の通知・公表 .....	38
3 促進事業計画の認定後の対応 .....	40
(1) 事業者への指導及び助言 .....	40
(2) 特例への対応 .....	40
(3) 促進事業計画の変更 .....	42
(4) 促進事業計画の認定取消し .....	44
4 合意形成について .....	45
(1) 法定協議会による合意形成 .....	45
(2) その他の合意形成手法について .....	47
<b>第3 都道府県の対応 .....</b>	<b>52</b>
1 都道府県基準の策定 .....	53
(1) 都道府県基準の趣旨 .....	53

(2) 都道府県基準の策定 .....	53
(3) 都道府県基準の具体例 .....	58
(4) その他都道府県基準に関する留意点 .....	61
2 促進事業に関する事項の共同設定 .....	63
(1) 概要 .....	63
(2) 共同設定の方法について .....	63
(3) 共同設定の具体例（参考） .....	68
3 複数市町村にわたる促進事業計画の認定等について .....	71
(1) 複数市町村にわたる事業認定の事務の主体について .....	71
(2) 都道府県の事業認定までの各主体間での連携について .....	71
(3) 留意事項 .....	72
<b>第4 事業者の対応 .....</b>	<b>74</b>
1 促進事業計画案の作成 .....	75
(1) 事前相談 .....	75
(2) 促進事業計画案の作成 .....	75
(3) 促進事業計画案の作成に当たっての地域への配慮 .....	77
(4) 促進事業計画案の作成における留意事項（地方公共団体への協力） .....	77
2 法定協議会での事前協議 .....	79
(1) 法定協議会の役割及び構成員 .....	79
3 促進事業計画の認定申請 .....	80
(1) 促進事業計画の認定申請 .....	80
(2) 促進事業の実施 .....	80
(3) その他申請に当たっての留意点 .....	80
4 促進事業計画の変更の認定申請等 .....	81
(1) 促進事業計画の変更の認定申請 .....	81
(2) 促進事業計画の軽微な変更の届出 .....	81
(3) 事業の報告、認定の取消 .....	82

## 本マニュアルの位置づけ

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」（以下「マニュアル」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に位置付けられた、地域脱炭素化促進事業（以下「促進事業」という。）に関する取組に関して、その実務者向けに考え方や手続き等をまとめたものです。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項及び第 3 項に基づき、政府が策定する「地球温暖化対策計画」（最新のものは令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）に即して、区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画（いわゆる地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下「区域施策編」という。））を策定することが義務付けられています。また、同条第 4 項において、その他の市町村についても、区域施策編を策定するよう努めることが求められています。

さらに、同条第 5 項において、全ての市町村は、区域施策編を策定する場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（以下「促進事業に関する事項」という。）を定めるよう努めることとされています。

都道府県と市町村におかれでは、促進事業に関する取組に関して計画・実施する際に参照されるようお願いします。促進事業の制度を適用しない再エネ事業についても、地域の円滑な合意形成は重要であることから、本マニュアルの内容を適宜参考にすることが考えられます。また、事業者におかれても、地域への再生可能エネルギーの導入を円滑に進めるため、本マニュアルを通じて当該制度に関して適切に把握することが望されます。

本マニュアルとは別に『**地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第 5 版）**』（以下「ハンドブック」という。）も用意しています。ハンドブックでは促進事業制度の概要等や具体的な設定事例について、端的に紹介しています。促進事業に関する事項は、地域の実情を考慮して設定される必要があり、設定例は多岐にわたります。マニュアルでは、設定における一般的な考え方等を整理するに留めていますので、事例に関してはハンドブックをご参考ください。

<[https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local\\_keikaku/sokushin/files/manual/sokushin\\_handbook\\_202503.pdf](https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/sokushin/files/manual/sokushin_handbook_202503.pdf) >

注：今後、新たな規制の導入、環境保全に係る政府方針や社会的配慮に係る事項の状況変化に応じて、本マニュアルの改定がなされることがあります。

表1 本マニュアルでの略称・表記

正式な又は正確を期すための名称	略称・表記
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）	地球温暖化対策推進法 (又は「法」)
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）	認定省令
地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号）	環境省令
エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）	高度化法施行令
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）	種の保存法
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	盛土規制法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	廃掃法
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）	農山漁村再エネ法
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）	酪肉振興法
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）	建築物省エネ法
地方公共団体実行計画（区域施策編）	区域施策編
地域脱炭素化促進事業	促進事業
地域脱炭素化促進事業計画	促進事業計画
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画協議会	法定協議会

表2 本マニュアルでの用語の定義・解説

用語	定義・解説
計画策定市町村	地方公共団体実行計画に地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定される地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた市町村を指します。
促進区域設定に係る環境省令	地球温暖化対策推進法施行規則（環境省令）第5条の2に規定される、促進区域の設定に関する国の基準を指します。
都道府県基準	地球温暖化対策推進法第21条第7項に規定される、促進区域の設定に関し、都道府県が地域の自然的・社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するために定める基準を指します。
都道府県基準に係る環境省令	地球温暖化対策推進法施行規則（環境省令）第5条の3から第5条の6までに規定される都道府県基準の定め方を指します。
一括手続	地域脱炭素化促進事業計画の認定を事業者が市町村に申請した際、当該事業計画に記載された施設整備等の行為が地球温暖化対策推進法第22条の2第4項各号に掲げる許可等の手続を求める行為である場合、市町村が当該事業計画を許可権者等に協議し、同意を得た上で、認定を行うこととしています。認定された事業計画に従って事業者が行うこれらの行為については、当該許可等があったものとみなされ、許可権者に許可を得る等の行為が不要になります。このことを本マニュアルでは一括手續と表記します。
許可権者等	地域脱炭素化促進事業計画の認定を事業者が市町村に申請した際、当該事業計画に記載された施設整備等の行為が地球温暖化対策推進法第22条の2第4項各号に掲げる許可等の手続を求める行為である場合、市町村が当該事業計画を許可権者等に協議し、同意を得た上で、認定を行うこととしています。これらの行為に関する同意を行う者について、本マニュアルでは許可権者等と表記します。
認定地域脱炭素化促進事業者	計画策定市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画を実施する事業者のことを指します。
(再生可能エネルギーの) ポテンシャル	再生可能エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量を示します。
環境アセスメントデータベース (EADAS)	環境省が整備している、環境アセスメントにおいて地域特性を把握するため必要となる自然環境や社会環境の情報を、地図上で閲覧できる地理情報システム (GIS) で提供しているデータベースを指します。本マニュアルにおいては、EADAS と記載します。
再生可能エネルギー情報 提供 シス テ ム (REPOS)	環境省が整備している、我が国の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル情報等を提供しているデータベースを指します。本マニュアルにおいては、REPOS と記載します。

表3 本マニュアルでの略語

用語	略語
二酸化炭素	CO <sub>2</sub>
再生可能エネルギー	再エネ

## 第1 制度趣旨・概要

この項目では、促進事業に関する制度の趣旨、地方公共団体・地域・事業者にとってのメリット、本制度の概要、各主体の役割等について解説します。

## 1 制度の背景・趣旨

### (1) 制度の背景

2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すこと、すなわち、2050年カーボンニュートラルを宣言しました。また、これを踏まえて、翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標が2013年度比46%削減と設定され、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が示されました。加えて、同年6月には、国・地方脱炭素実現会議において、「地域脱炭素ロードマップ」が取りまとめられました。そして、2025年2月に閣議決定した地球温暖化対策計画では、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すこととなりました。

地域単位での脱炭素化に向けては、同時に地域の課題解決を図ることも期待されており、特に地域の経済収支の改善のためには、輸入される化石資源に依存しているエネルギーに代わり、地域の企業や地方公共団体が中心になり、地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再エネ等活用し、主力電源としていくことこそが重要とされています。この考え方の下、直近の2030年度の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域単位での再エネの最大限の導入を目指すこととなりました。

他方で、再エネの導入には、コスト、適地の確保、環境との共生等（景観への影響や野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった懸念）の課題が山積みであり、地域では再エネ導入に際した軋轢が発生するようになりました。これを解決するために、2022年4月より、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）に基づく地方公共団体実行計画制度が拡充され、促進事業制度が創設され、当該制度の下、地方公共団体があらかじめ地域の環境の保全に適正に配慮した再エネを誘導するための区域を設定することで、地域に受け入れられる再エネ事業を誘導することが可能になりました。

### (2) 制度趣旨

促進事業制度は、以下2つの観点から、環境に適正に配慮し、かつ、地域と共生し、また、地域に裨益する再エネ事業（以下、「地域共生型再エネ」という。）の導入を促進するものです。

第一に、個別の事業計画の立案に先立ち、地方公共団体が、地域の実情に応じて環

境の保全やその他の公益への配慮等を意識した区域を設定することにより、適切な立地誘導を図ります。これは再エネの立地の規制を目的とするものではなく、まちづくりの一環として地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な導入目標を設定した上で、それを踏まえた区域等設定がなされることを前提としたポジティブゾーニングの仕組みです。

第二に、地方公共団体は、促進事業に関する事項を定めることにより、再エネ事業に伴う地域貢献に関する取組を事業者に求めることが可能となります。これにより再エネ導入と地域課題の解決が同時に図られることになります。地域の将来像を描きながら適切に定めることで、地域経済の活性化や防災力の向上等を企図することができ、地域を豊かにし得る地域資源として再エネポテンシャルを考慮することができるようになります。

本制度を適用することにより、個別の事業計画の立案に先立ち、生活環境や自然環境に配慮した望ましい立地の考え方や地域に裨益する取組が明確になります。これによって、実際の再エネの導入に際して、地域住民の理解と円滑な合意形成が得られることとなります。

再エネの主力電源化に向けて、地域の理解を得ながら地域と共生する再エネ事業の創出を目指すことが、促進事業制度の目的です。

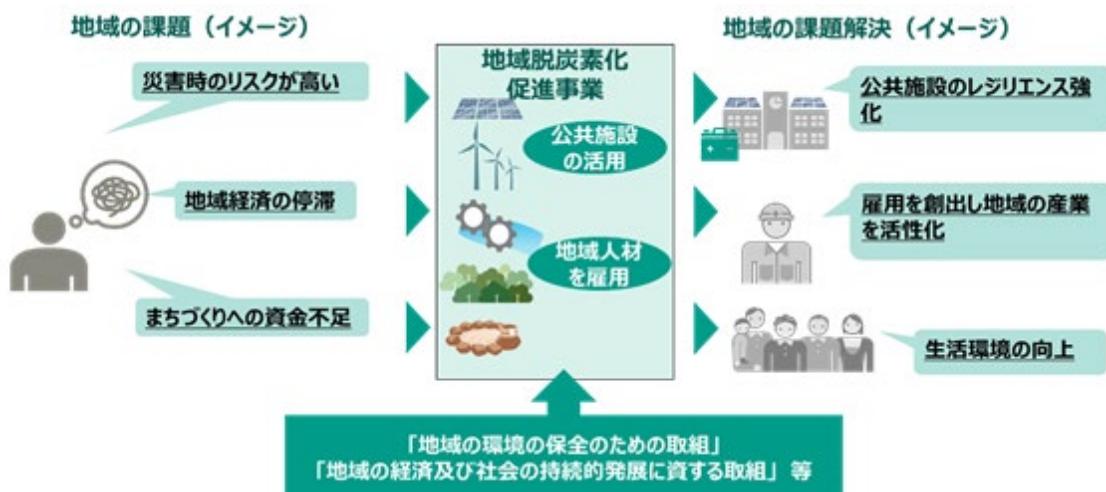


図 1-1 促進事業のイメージ

## 2 制度概要

### (1) 制度の全体像

促進事業制度は、大きく以下3段階の構成となっています（図1-2）。

#### ア 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定（法第21条第5項各号）

都道府県または市町村は、促進事業に関する事項を設定します。

設定に当たっては、区域施策編において位置付けられた区域の将来像や区域全体の温室効果ガス削減目標・再エネの導入目標等を踏まえながら、それらの目標を実現するための施策として、検討していく必要があります。（⇒詳細は14、15ページ）

とりわけ促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を設定するに当たっては、法第21条第7項において規定されている、全国一律の基準として環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令において定める国の基準を遵守する必要があります。（⇒詳細は15～24ページ）

なお、都道府県は促進区域の設定に関する都道府県の基準（以下「都道府県基準」という）を作ることができます。（⇒詳細は53～62ページ）

なお、地域脱炭素促進施設の種類は再エネ発電施設と再エネ熱供給施設に大別され、エネルギー源は太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、その他の熱、バイオマスが該当します。水力、バイオマス、熱供給施設については、別冊第4章1～3をご参照ください。

#### イ 地域脱炭素化促進事業計画の作成と申請（法第22条の2第1項、第2項）

促進事業を実施しようとする事業者は、当該事業を実施する予定の地域の合意形成を経て、地域脱炭素化促進事業計画（以下「促進事業計画」という。）を作成し、上記のアを設定している地方公共団体に申請します。（⇒詳細は75～79ページ）

#### ウ 計画策定地方公共団体による促進事業計画の認定

上記のアを設定している地方公共団体は、促進事業を実施しようとする事業者より提出された促進事業計画について、認定基準に適合している場合には促進事業としての認定を行います。（⇒詳細は34～39ページ）

認定を受けた促進事業は、関係する許可手続等の市町村等による一括手続や国の支援施策での優遇等を受けることができます。

第1 制度趣旨・概要



図 1-2 促進事業制度の全体像

促進事業制度の基本的なフローと各主体の役割は図 1-3 に示すとおりです。

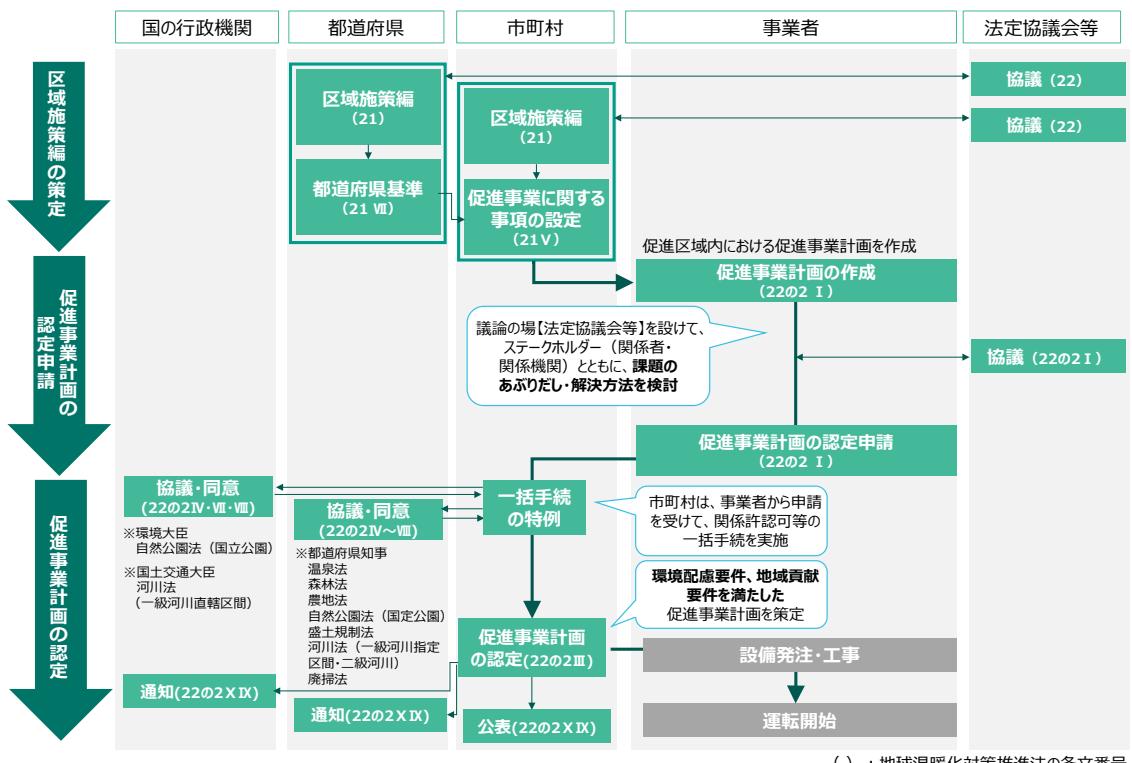


図 1-3 促進事業制度の基本的なフロー

## (2) 促進事業における各主体の役割

以下では、特に市町村、都道府県、事業者の役割について解説します。

### ア 市町村

#### (ア) 促進事業の促進に関する事項の策定 (⇒詳細は 13~33 ページ)

区域施策編において、法第 21 条第 5 項各号に定める促進事業に関する事項を全て定め、地域の脱炭素化を図るための地域共生型再エネの導入を目指すことが期待されます。

#### (イ) 地域の合意形成に向けた取組 (⇒詳細は 45~51 ページ)

促進事業に関する事項を設定しようとするときは、住民やその他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じ、地域の合意形成を図る必要があります。

特に地方公共団体実行計画協議会（以下、「法定協議会」という。法第 22 条第 1 項）が設置されている場合は、合意形成の場として活用する必要があります（法第 21 条第 13 項）。

促進事業の創出に向けた検討は、まちづくりの一環として行われることが必要であることから、市町村の総合計画や都市計画等の関連計画と検討時期を合わせることやこれらの計画と一体として検討することが望まれます。

#### (ウ) 促進事業計画の認定 (⇒詳細は 34~39 ページ)

計画策定市町村（法第 22 条の 2 第 1 項）は、促進事業を行おうとする者から促進事業計画の申請を受けた場合、その審査を行い、認定要件を満たす場合は認定します（法第 22 条の 2 第 3 項）。

法定協議会が組織されている場合は、促進事業計画の作成及び認定の申請に先立ち、当該協議会において協議することが必要です（法第 22 条の 2 第 1 項）。

#### (エ) 関係法令に係る許可等の一括手続の適用 (⇒詳細は 40、41 ページ)

計画策定市町村は、促進事業計画を認定する場合、申請内容が市町村等による一括手続を利用できる行為に該当するときは、当該促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ該当する許可権者等に協議し、その同意を得なければなりません。

### イ 都道府県

#### (ア) 都道府県基準の策定（⇒詳細は 53～62 ページ）

区域施策編において、地域の実情に応じて、都道府県全体で一体となって促進区域を設定し、地域共生型再エネの導入を加速化するために、太陽光、風力その他の再エネであって、その区域の自然的・社会的条件に適したもの利用の促進に関する事項として、都道府県基準を定めることができます（法第 21 条第 7 項）。

都道府県基準の策定にあたっては、住民やその他利害関係者の意見を反映することができる措置を講じ、また、市町村における促進事業に関する事項の設定や、地域の脱炭素化の取組を制限することのないよう、関係地方公共団体の意見を十分に聴くことが必要です（法第 21 条第 11 項及び第 12 項）。

#### (イ) 促進事業に関する事項の共同設定（⇒詳細は 63～70 ページ）

都道府県は、区域内の単独または複数の市町村と共同して、促進事業に関する事項（法第 21 条第 5 項）を定めることができます。

都道府県と市町村が共同して取り組むことにより地域共生型再エネの導入が加速化することが見込まれます。都道府県は、自身の区域施策編の目標を達成する上で、この促進事業に関する事項の設定に関して、市町村に対して先導的及び補助的な役割を積極的に果たすことが期待されます。

#### (ウ) 促進事業計画の認定（⇒詳細は 71～73 ページ）

都道府県は促進事業に関する事項を共同設定し、促進事業を行おうとする者から申請された促進事業計画が共同で促進区域を設定した 2 以上の市町村の区域にまたがる場合は、その審査を行い、認定要件を満たす場合は認定します。

#### (エ) 地域の合意形成に向けた取組（法定協議会での協議等）（⇒詳細は 61、65～67 ページ）

上記の取組を行おうとする場合、法定協議会が組織されているときは、当該都道府県は、これらの事項について当該協議会における協議が必要です （法第 21 条第 13 項）。

### ウ 事業者

#### (ア) 促進事業計画の申請（⇒詳細は 79 ページ）

促進事業を行おうとする者は、法定協議会が組織されているときは当該協議会における協議を経て、促進事業計画の認定等に関する省令で定めるところにより、促進事業計画を作成し、計画策定市町村の認定を申請することができます（法第 21 条の 2 第 1 項）。

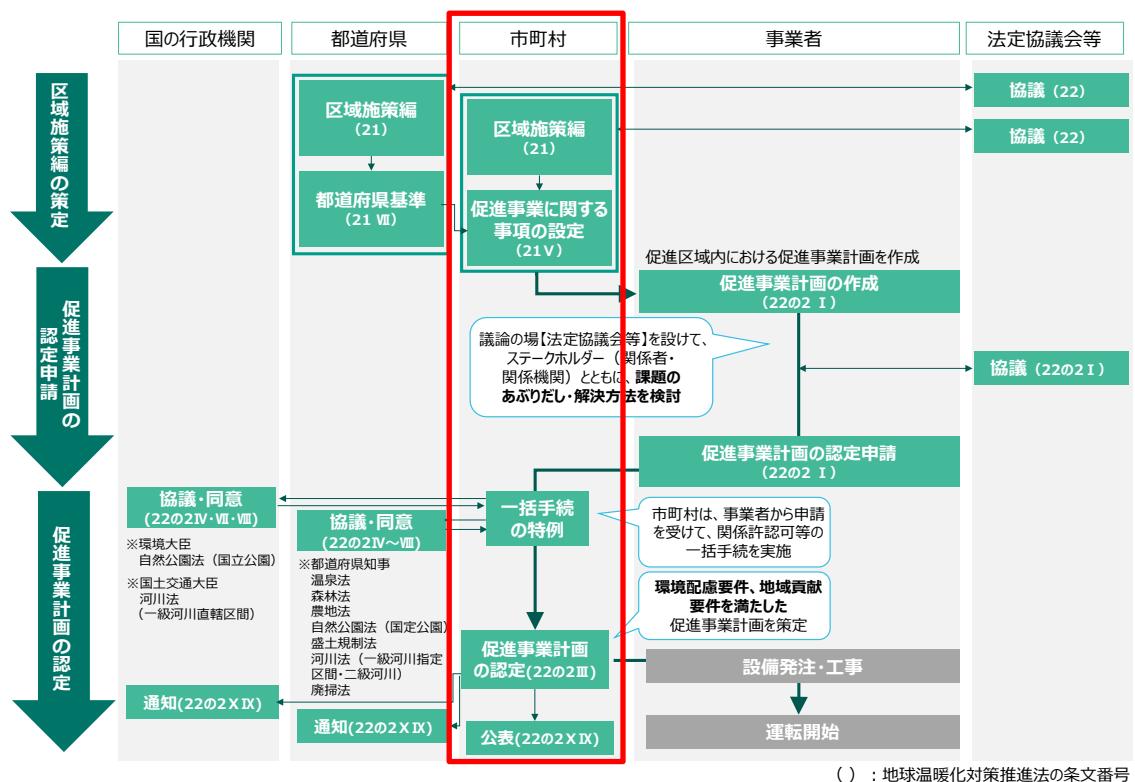
## 第1 制度趣旨・概要

### (イ) 促進事業の変更（⇒詳細は80、81ページ）

計画策定市町村により促進事業計画の認定を受けた認定地域脱炭素化促進事業者は、当該認定に係る促進事業計画を変更しようとするとき、協議会が組織されているときは当該協議会における協議を経て、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（以下、「認定省令」という。）で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けることが必要です（法第22条の3第1項）。

なお、認定省令で定める軽微な変更については、計画策定市町村の認定を受ける必要はありませんが、速やかに届出が必要です（法第22条の3第2項）。

## 第2 市町村の対応



この項目では、促進事業制度における市町村の対応について解説します。

## 1 促進事業に関する事項の設定

### (1) 促進事業の趣旨等

促進事業は、地域共生型再エネの導入を促進し、地域の脱炭素化を推進する取組です。具体的には、再エネ施設の整備及び当該整備と一体的に実施する地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全に関する取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組によって構成されます。

個別の再エネ導入計画が事業化される段階における客観的評価を行う仕組みとして環境影響評価法に基づく各種手続がありますが、本事業は、事業者による**個別の事業計画立案に先立ち、地域共生型再エネの導入検討を行う仕組み**であり、地域経済への裨益等といった社会的側面への影響も含めて検討されることから、地域の持続可能性を踏まえた戦略的アセスメントの推進に資する取組です。

地域共生型再エネの導入促進に当たっては、長期的に望ましい地域の絵姿を実現するため、都市計画やまちづくりの一環として取り組むことが求められます。また、導入と同時に地域の課題解決を図ることも期待されています。

再エネ導入と地域の課題解決の同時実現の事例として、これまで以下に示すような取組が展開されています。このような事業を実現するには、市町村にて「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組（第21条第5項第5号口）」（28、29ページ参照）として、可能な限り公益的で具体的な方向性を設定することが求められます。

- ・林地と市街地の境界となる遊休地に太陽光発電を整備することにより、近隣住民が悩まされていた獣害の回避・防止に繋げている事例
- ・市民ファンドを通じた太陽光発電（メガソーラー）の整備などにより、エネルギー多産消費型の農業経営改革を図っている事例
- ・耕作放棄地に営農型太陽光発電施設を整備することにより、地域農業の活性化と再生可能エネルギーの供給を両立させている事例
- ・風力発電所の売電収入の一部を文化財の維持管理事業に充てるなど、交流人口拡大を通じた観光業の活性化に寄与している事例
- ・風力発電所の建設に伴い整備した長距離林道を地方公共団体に移管し、林業に供用することで、林業活性化を図っている事例
- ・風力発電所の周辺用地の造園により、地域住民に親しみやすいランドスケープを創設するとともに、農作物実証栽培エリアを設置し、地域住民の農業体験に供用している事例

### (2) 促進事業に関する事項の全体像・検討について

市町村は、区域施策編において、地域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項（法第21条第3項各号）を定める場合、以下の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（法第21条第5項各号）を定めるよう努めることとされています（法第21条第4項）。

促進事業は、市町村が促進事業に関する事項を全て定めた上で、当該市町村が促進事業計画を認定することで実施可能となります。また、促進事業に関する事項の設定に当たっては、法第21条第5項各号に対応する事項を定めたものとして明確に示すことが望まれます。

- ① 地域脱炭素化促進事業の目標（法第21条第5項第1号）
- ② 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）（法第21条第5項第2号）
- ③ 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模（法第21条第5項第3号）
- ④ 地域の脱炭素化のための取組（法第21条第5項第4号）
- ⑤ 地域の環境保全のための取組（法第21条第5項第5号イ）
- ⑥ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組（法第21条第5項第5号ロ）

また、促進事業に関する事項の設定後においても、適時適切に見直すことが望れます。特に、促進事業の目標や促進区域等は、区域施策編に掲げる目標の達成に資するよう、当該再エネ事業を計画的に推進するために設定するものであることから、国及び都道府県における取組の動向を踏まえ、計画策定市町村自身の目標が変更された場合等に見直すことが望れます。

### (3) 促進事業に関する事項の定め方

以下では、法21条第5項各号の定め方について詳しく解説します。

#### ア 地域脱炭素化促進事業の目標（第21条第5項第1号）

##### (ア) 趣旨

区域施策編に定める区域全体の温室効果ガス削減目標や再エネ導入目標等を踏まえ、それらの目標の達成に資するよう促進事業の目標を検討します。

##### (イ) 目標設定に係る考え方・検討手順

直近の2030年度の目標達成のみならず、2035年度や2040年度といった中期的な目標や、2050年といった長期的な目標も踏まえ、地熱発電事業等の事業検討着手から発電開始までに一定の時間を要する再エネ種についての情報も収

## 第2 市町村の対応

集・把握し、検討することが求められます。

### (ウ) 定め方

再エネ種別に、以下の要素について定量的に定めることが適切です。

- ・事業認定件数の見込みといった事業そのものの量の目標
- ・事業の実施に伴う温室効果ガスの排出削減効果や、事業により導入される発電設備容量（kW）、発電量(kWh)に関する目標※
- ・それぞれ見込みを達成する年限
- ・促進事業による地域経済効果に関する目標

※ 地域の再エネの導入に関する目標としては kW（設備容量を示す単位）と kWh（導入設備が生み出した電力量を示す単位）の2通りの指標が想定されます。どのような視点から事業を位置付けるかを十分検討し、適切な単位を選ぶ必要があります。

## イ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）（第21条第5項第2号）

### (ア) 趣旨

再エネ導入に伴う地域トラブルの未然回避による地域共生型再エネの適地誘導と、再エネポテンシャルの最大限活用を図るため、具体的な再エネ事業計画が立案・公表される事前の段階において、地域の環境保全への適正な配慮が確保され得る地域共生型再エネの導入候補地となるエリアを促進区域としてあらかじめ示します。

### (イ) 促進区域の設定に係る考え方・検討手順

#### ➤ 考え方

促進区域の設定に当たっては、環境省令に定められた基準に従い、再エネポテンシャルの最大限活用の観点が特に重要となることから、その検討に当たっては、再エネ種別や想定される事業規模、設置形態別にその導入可能性を整理・検討し、地域共生型再エネとしての導入余地がある場合は、積極的にその候補地とすることが望まれます。

また、都道府県基準が定められている場合は、当該基準に基づき定めることが必要です。

再エネポテンシャルの観点から事業者の導入が予想されるような区域について積極的に促進区域を設定し、将来、事業者によって導入されうる再エネと地域住民との間での調整の余地を作り出すことが可能となります（新たに事業者が進出する場合に、地域と事業者の調整を図ることが法律上可能となることを目

## 第2 市町村の対応

的とした促進区域の設定を行うことが可能です)。

なお、促進区域の設定方法の1つである広域的ゾーニング型の検討手順は別冊第4章4をご参照ください。

### ➤ 検討手順

市町村が促進区域を設定するに当たり検討すべき事項の全体像は、以下のとおりです。

- ① 国が定める環境保全に係る基準の収集・把握（規則第5条の2）
- ② 都道府県基準の収集・把握（法第21条第6項）
- ③ 再エネポテンシャルや需要地に関する既存情報の収集・把握
- ④ 市町村が考慮すべき固有の事項（環境保全、社会的配慮）の検討
- ⑤ その他の確認

#### ① 国が定める環境保全に係る基準の収集・把握

国では、再エネ導入により環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、全国一律で促進区域に含めることができない区域等を定めており、促進区域の設定に当たっては当該基準に従う必要があります。（表2-1 参照）。

#### ●促進区域に含めない区域（規則第5条の2第1項第1号。以下「1号区域」という。）

表 2-1 1号区域

区域	根拠法令
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	自然環境保全法
国立公園・国定公園の特別保護地区・海域公園地区 国立公園・国定公園の第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）	自然公園法
国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
生息地等保護区のうち管理地区	種の保存法

※具体的な場所については、REPOSにおいて地図上で確認可能です。

## 第2 市町村の対応

- 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域（規則第5条の2第1項第2号、以下「2号区域」という。）

※促進区域の設定検討にあたっては、支障の回避のために必要な対応について、所管組織とよく相談してください。

表 2-2 2号区域

区域	相談先	留意事項
国立公園又は国定公園の地域であつて、 1号区域以外のもの (自然公園法)	地方環境事務所 都道府県	許可・届出制
種の保存法第39条第1項に基づく監視 地区	地方環境事務所	届出制
砂防法(明治30年法律第29号)第2 条の規定により指定された砂防指定地	都道府県	許可制
地すべり等防止法(昭和33年法律第30 号)第3条第1項の規定により指定され た地すべり防止区域	都道府県	許可制
急傾斜地の崩壊による災害の防止に關 する法律(昭和44年法律第57号)第 3条第1項の規定により指定された急 傾斜地崩壊危険区域	都道府県	許可制
森林法(昭和26年法律第249号)第 25条第1項又は第25条の2第1項若 しくは第2項の規定により指定された 保安林(同法第25条第1項第9号に掲 げる目的を達成するために指定された ものを除く。)	森林管理局 都道府県 (航行目標保安林を除 く。)	許可や保安林の指定解除 が必要  保安林のうち、航行目標保 安林は、表2-5を参照し てください。

- 促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められること  
が必要な事項（規則第5条の2第1項第3号、以下「3号事項」という。）

表 2-3 3号事項

事項	相談先	留意事項
種の保存法第4条第3項に基づく国内 希少野生動植物種の生息・生育への支障	地方環境事務所	その <b>生息・生育に支障を及ぼすおそれがないこと</b> が求められます。
騒音その他の生活環境への支障	市町村環境部局等	<b>生活環境への支障を及ぼすおそれがないように措 置することが求められま す。</b>

### ② 都道府県基準の収集・把握

#### ●都道府県の基準が定められている場合

都道府県基準が定められている場合は、当該基準に定められた事項を確認しながら、市町村において環境保全や社会的配慮の観点を踏まえて、促進区域を設定することとなります。

なお、市町村における促進区域の検討過程において、都道府県基準をよりどころにして検討した結果、都道府県基準と一致しない促進区域案が浮かび上がった場合には、促進区域の設定が可能となるように都道府県へ事前相談することが望れます（61ページ参照。）。

#### ●都道府県基準が定められていない場合

都道府県基準が定められていない場合でも、促進区域設定に係る環境省令に従い、市町村において促進区域を設定することは可能です。その際、都道府県と市町村は緊密に連携し、意見交換による見解のすり合せ等の事前調整を実施することが望れます。

### ③ 再エネポテンシャルや需要地に関する既存情報の収集・把握

上記①及び②を考慮の上で促進区域として設定することが可能なエリアにおいて、再エネポテンシャルや需要地に関する情報を収集・把握します。その際、市町村の区域施策編における再エネ導入目標を意識しながら、**再エネ種別にポテンシャルを把握することが求められます。**

情報収集においては、環境省の提供するREPOS等を活用するほか、都道府県、市町村及び関係機関等が有する文献調査を実施すること等が考えられます。

なお、地熱発電に係る再エネポテンシャルの把握について、別冊第4章5をご参照ください。

### ④ 市町村が考慮すべき固有の事項（環境保全、社会的配慮）の検討

促進区域となり得るエリアにおいて、上記①及び②以外で環境保全の観点から考慮すべき事項の有無を検討します。また、環境保全以外の地域特有の社会的配慮が必要なもの（例：既存の土地利用や先行利用者の状況、各種法令による規制、電力系統等）の有無について検討します。

環境保全の観点の例は表2-4、社会的配慮の観点の例は表2-5をご参考ください。これらの情報は、EADASや行政機関（地方環境事務所等や都道府県の担当部署）等から収集します。

なお、当該検討にあたっては、法令等で定められた区域（例えば、保安林、農地、市街化調整区域など）を一律に促進区域から排除することは望ましくありません。地域脱炭素化促進施設を設置するために必要な対応について、所管機関等

## 第2 市町村の対応

と相談した上で、条件を付して促進区域とする方法も考えられます。

表 2-4 市町村が考慮すべき固有の事項（例：環境保全の観点）（1/2）

固有の事項	内容詳細	相談先
世界自然遺産(世界遺産条約)	「顕著な普遍的価値(人類全体にとって特に重要な価値)」を有し、将来にわたり保全すべき遺産として世界遺産委員会が認める「自然遺産」	地方環境事務所
ラムサール条約湿地(ラムサール条約)	ラムサール条約に基づく「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地	地方環境事務所
国指定鳥獣保護区＜環境省令で定める特別保護地区を除く＞(鳥獣保護管理法)	当該鳥獣保護区の指定区分やその理由に鑑み、地域脱炭素化促進施設の種類ごとの事業特性や規模を踏まえ、特に、風力発電施設については、バードストライク等により鳥類等の生息に影響を及ぼすおそれがあることも踏まえ慎重な対応が求められます。	地方環境事務所
レッドリスト掲載種	絶滅のおそれがある野生生物の種のリストであり、環境省や都道府県等が作成しています。	地方環境事務所 都道府県
自然共生サイト	環境大臣により「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として認定された区域。令和7年度からは、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づき認定された増進活動実施計画等の実施区域。	地方環境事務所 サイト管理者
生物多様性保全上重要な里地里山(重要里地里山)	国土全体の生物多様性を保全する上で重要な里地里山	地方環境事務所
生物多様性の観点から重要度の高い湿地(重要湿地)	国土全体の生物多様性を保全する上で重要な湿地	地方環境事務所
生物多様性の観点から重要度の高い海域(重要海域)	我が国周辺の海域の生物多様性を保全していく上で重要度の高い海域を、生態学的及び生物学的観点から、科学的そして客観的に抽出したもの	地方環境事務所
自然再生の対象となる区域	「自然再生推進法」に基づく自然再生全体構想に定められた区域	自然再生協議会
保護林、緑の回廊(国有林野)	保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林、地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することを目的としている国有林野です。 緑の回廊は、野生生物の生育・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため「保護林」を中心にネットワークを形成する国有林野です。	森林管理局
史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観(文化財保護法)	国として重要な文化財。 各文化財の保存活用の方針については、保存活用計画等に示されている場合があります。	都道府県

## 第2 市町村の対応

表 2-4 市町村が考慮すべき固有の事項（例：環境保全の観点）（2/2）

固有の事項	内容詳細	相談先
風致地区（都市計画法）	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域	都道府県
特別緑地保全地区（都市緑地法）	樹林地、草地、水沼地等の地区が単独若しくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもの等に該当する緑地	都道府県
歴史的風土特別保存地区（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）	我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一緒にして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地	都道府県
近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律）	無秩序な市街化の防止、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域	都道府県
環境保全の観点から配慮することが望ましい事項を示す都道府県独自制度（条例等）	都道府県が独自に定める条例等において、環境保全の観点から配慮することが望ましい事項（都道府県立自然公園、都道府県自然環境保全地域、都道府県指定鳥獣保護区を含む。）が示されている場合	都道府県

## 第2 市町村の対応

表 2-5 市町村が考慮すべきと判断する固有の事項（例：社会的配慮の観点）（1/2）

固有の事項	内容詳細	相談先
河川区域（河川法）	工作物の設置に当たっては、治水上又は利水上等の支障を生ずるおそれのないことが必要です。	河川管理者
土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法）	土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるため、警戒避難体制の整備等を必要とする区域です。 土砂災害警戒区域等や、土砂災害の原因地である土砂災害警戒区域等の上流域については、再工法設備の施設による土砂流出・地盤の崩壊の可能性について留意することが重要です。	
保安林のうち航行目標保安林（森林法）	海岸又は湖岸の付近にある森林で地理的目標に好適なものを、主として付近を航行する漁船等の目標とすることで、航行の安全を図るためにあります。	森林管理局 都道府県
保安林予定森林等（森林法）	間もなく保安林に指定されることを告示し、その内容を森林所有者等に通知している森林です。 保安林予定森林の告示まで手続は進行していないものの、今後保安林への指定が見込まれる森林も存在します。	
世界文化遺産（世界遺産条約）	世界遺産の資産範囲周辺に設定される緩衝地帯及びその近傍であっても、各種事業の導入に当たり、世界遺産に何らかの影響を及ぼす可能性がある場合には遺産影響評価（HIA）を行うことが求められます。	文化庁 都道府県
優良農地（農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農山漁村再工法）	農地を農地以外のものにする場合には、「農地法」に基づく農地転用の許可（農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可をいう。以下同じ。）が必要ですが、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域内の農地その他の優良な営農条件を有する農地は、原則として農地転用の許可をすることができません。 また、地球温暖化対策計画においては、「促進区域に農林地を含めようとする場合は、農山漁村再工法の基本方針や同法第5条第5項の農林水産省令で定める基準にのっとって行うべきである。」とされており、農山漁村再工法においても農用地区域内の農地その他の優良な営農条件を有する農地は、原則として設備整備区域に含めないこととされています。	都道府県 農業委員会
港湾（港湾法）	港湾区域（海域）に関しては、港湾法に基づく再工法設備設置に関する合意形成に関する制度があることから、地域脱炭素化促進事業制度の対象外としています。	港湾管理者

## 第2 市町村の対応

表 2-5 市町村が考慮すべきと判断する固有の事項（例：社会的配慮の観点）（2/2）

固有の事項	内容詳細	相談先
航空施設（航空法）	風力発電設備については、「航空法」による制限表面や航空路監視レーダー、航空保安無線施設等電波を発射する施設の周辺では、施設等の設置に調整が必要な場合があります。	空港事務所
気象レーダー	風力発電設備については、気象庁が設置する気象レーダーや国土交通省が設置するレーダー雨量計等の観測への影響が懸念される場合があります。	気象庁 地方整備局
防衛施設	風力発電設備については、レーダーのような電波を発する装備品の運用への影響や航空機の運航への影響、各種訓練への影響等、自衛隊や在日米軍の活動に大きな影響を及ぼす可能性があります。 こうした影響については、防衛施設から遠く離れた場所でも生じる場合があるため、場所にかかわらず、なるべく検討の早期の段階から相談することが重要です。	防衛省
文化財＜史跡、名勝、天然記念物及び重要な文化的景観以外のもの＞（文化財保護法）	歴史の中で生まれ育まれた文化的所産として重要なもの。 各文化財の保存活用の方針については、各文化財の保存活用計画等に示されている場合があります。	都道府県
社会的配慮の観点から考慮することが望ましい都道府県独自制度（条例等）	都道府県が独自に定める条例等において、環境保全以外の観点から留意が必要な社会的配慮に係る事項が示されている場合には、促進区域の検討に当たって、その取扱いについてよく相談することが重要です。	都道府県

### ⑤ その他の確認

①から④以外の確認事項として電力系統や既存の再エネ規制条例等の有無を確認することが必要です。

#### ●電力系統について

電源や系統に関する公開・開示情報を確認します。

#### ●既存条例との関係について

都道府県・市町村によっては、再エネ導入を規制する条例や、その具体的エリアを定めている場合があります。当該条例が定められている場合には、関係する地方公共団体や府内関係部局に対し、促進事業に関する事項の設定に当たり留意すべき事項等を確認します。

#### ●促進区域の対象海域について

以下の海域は促進事業制度における促進区域を設定することができません。

## 第2 市町村の対応

- ①再エネ海域利用法で対象としている一般海域
- ②港湾区域
- ③低潮線保全区域
- ④海岸保全区域（国土交通大臣の所掌に関するもの）



図 2-1 地球温暖化対策推進法における促進区域の対象海域

### (ウ) 区域施策編における促進区域の示し方

区域施策編において促進区域を示すに当たり、事業計画の認定判断や事業者による事業計画立案推進に資する観点から、促進区域の境界線は明確に示す必要があります。

道路、河川等の地形地物界を用いて範囲を図示することや、地番の列記を基本とし、適切な縮尺の地図を併用する等、外縁が明確になる方法を用いて促進区域を定めます。可能であれば、地番に代えて住居表示や町・字を用いて区域を示すことが望されます。

表 2-6 促進区域を地番等により設定する場合の例

地区	地域の所在	面積	施設種別
A 地区	○○市○○町○ ○番地ほか○筆	○○m <sup>2</sup>	太陽光発電設備の整備
B 地区	○○市△△町△ △番地ほか△筆	△△m <sup>2</sup>	風力発電設備の整備

## 第2 市町村の対応

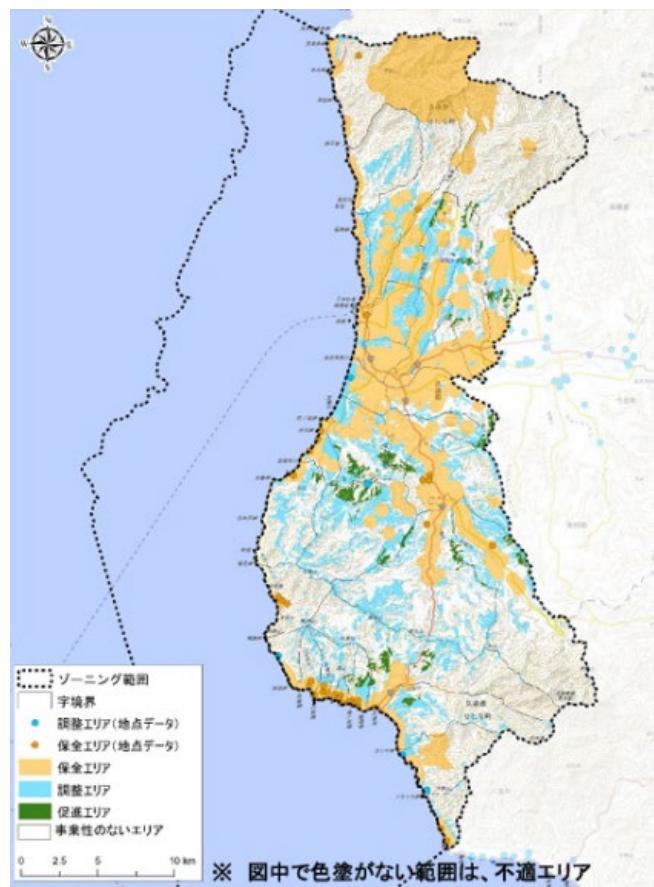


図 2-2 地図を用いて促進区域を設定する場合の例

**ウ 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模（第21条第5項第3号）**

**(ア) 趣旨**

促進事業の目標を達成することができるよう、再エネ種別に、促進区域において導入を促進すべき地域脱炭素化促進施設の種類や規模を設定します。

**(イ) 考え方・検討手順**

再エネ種別や規模の設定に関する考え方としては、設定した促進区域内にどの再エネ種をどれだけ導入することで、促進事業の目標を達成できるかという観点が必要となります。また、再エネポテンシャル等地域の自然的・社会的条件等に応じて設定することが必要です。

このため、検討の際は以下の要素等を考慮することが重要となります。

- ・温室効果ガス削減目標
- ・再エネの目標（区域内における再エネ種別の設備容量の導入目標）

なお、導入可能性から逆算して、区域施策編における温室効果ガス削減目標や、再エネの目標（区域内における設備容量の導入目標）を改定することも可能です。

**(ウ) 定め方**

規模については、再エネ発電設備については設備容量（kW）、再エネ熱供給施設については熱量（GJ）で設定することが考えられます。具体的な設定に当たっては以下のとおり定めることが考えられます。

**① 促進区域全体で定める（氷見市、球磨村等）**

促進区域全体において、合計で導入を考えている量を規模として設定します。また、促進区域が当該市町村区域内の複数の地区に分かれている場合は、地区別に規模を設定します。

**② 規模の下限又は上限を設定する（小田原市等）**

施設規模が小さいことで、合意形成を図る必要がないことが想定される場合は、対象となる規模の下限を設定します。また、促進区域内での累積的な環境影響を考慮し、上限を設定します。

**エ 地域の脱炭素化のための取組（第21条第5項第4号）**

**(ア) 趣旨**

地域の自然的・社会的条件に応じて、地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られたエネルギー・利益等を活用した取組の実施に関し、地域の脱炭素化に貢献する取組の方針を定めます。

**(イ) 考え方・検討手順**

## 第2 市町村の対応

地域の脱炭素化のための取組を設定する際の考え方として、促進事業の実施内容である「地域脱炭素化促進施設の整備」と一体的に行うものであることを前提とすることが必要です。

検討の際は、設定する地域の脱炭素化のための取組をイメージすることが重要です。

地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を活用することで、市町村内の温室効果ガスの排出削減等に貢献する取組を推進する観点から方針を検討します。

方針の検討に当たっては、区域施策編に掲げる目標や、実施しようとする措置の内容を踏まえて、具体的な取組をイメージすることが重要です。

### (ウ) 定め方

市町村が「地域の脱炭素化のための取組」として定めることが想定される取組として、施設整備等のハード面の取組や環境教育等のソフト面の取組、あるいはそれらが一体となった取組を位置付けることが考えられます。

例えば、地域脱炭素ロードマップにおいて掲げられた取組を含めることも考えられます。

表 2-7 に「地域の脱炭素化のための取組」の例を示します。

表 2-7 施設整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組（例）

部門	取組イメージ
再エネ	地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組（地方公共団体出資の地域新電力との連携等）
建築物	住宅・建築物の省エネ性能等の向上
運輸	ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV） EV充電設備の整備等の街づくりへの貢献 コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
資源循環	資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
吸収源対策	地域の森林整備等のCO <sub>2</sub> 吸収源対策
その他	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立 地域脱炭素化促進施設を活用した環境教育プログラムの提供 バイオマス燃料の効率的な供給ルートの確保

### オ 地域の環境の保全のための取組（第21条第5項第5号イ）

#### (ア) 趣旨

促進事業に求める地域の環境の保全のための措置の方針を定めます。

#### (イ) 考え方・検討手順

「地域の環境の保全のための取組」は、上記のように促進事業に求める環境の

## 第2 市町村の対応

保全のための措置の方針を定めるものであり、その具体的な内容は、地域の実情に応じて以下の項目から必要なものを選び出し、その具体的な内容を定めることができます。

- ・環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項
- ・生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項
- ・人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項

当該取組の検討に当たっては、施行規則第5条の5を参考としながら項目を検討することが可能です。

具体的な内容を検討するに当たっては、事業による環境影響を軽減するための取組だけでなく、環境保全の見地から地域で課題となっている事柄について環境の改善を図る取組や、新たな環境価値の創出を伴う取組（プラス面の環境影響をもたらす取組）を事業計画に盛り込むことを位置付けることが重要です。

### (ウ) 定め方

具体的な実施事項の例としては、事業特性や地域特性等に応じて様々な取組が考えられますが、以下のような取組が考えられます。

- 希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間にストレスを与えると繁殖への影響が懸念されることから、現地調査によって生息状況を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を実施。
- 景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成する等により影響の程度を予測・評価し、地域脱炭素化促進施設の規模（高さや大きさ）や配置の工夫、周辺景観に調和する色彩や形態の採用、眺望点から見えないように植栽を実施。

### (エ) 参考

「地域の環境の保全のための取組」の設定に当たっては、多くの市町村において、環境保全に関する専門的知見が必ずしも十分でない点を踏まえ、例えば、環境配慮に関する既存のガイドライン類に掲げられた環境保全・環境配慮に係る取組を参照し、地域脱炭素化促進施設の種類及び規模等に応じて、「地域の環境の保全のための取組」として定めることを検討するよう推奨します（表2-8参照）。

## 第2 市町村の対応

表 2-8 地域の環境の保全のための取組の参考となるガイドライン類

発電種	参考とするガイドライン
太陽光発電	「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2年3月環境省)
	「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省)
	「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」(令和5年10月資源エネルギー庁)
風力発電	「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」(令和2年3月環境省)
	「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省)
	「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」(令和5年10月資源エネルギー庁)
中小水力発電	「事業計画策定ガイドライン（中小水力発電）」(平成29年1月資源エネルギー庁)
	「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省)
	「小水力発電設置のための手引き」(令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局)
地熱発電	「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」(令和5年3月（令和6年3月一部改訂）環境省)
	「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」及びその解説通知(令和3年9月環境省)
	「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省)
	「事業計画策定ガイドライン（地熱発電）」(令和5年10月資源エネルギー庁)
バイオマス発電	「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省)
	「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」(令和5年10月資源エネルギー庁)

### 力 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組（第21条第5項第5号口）

#### (ア) 趣旨

地域全体の将来像を踏まえ、促進事業を行なおうとする事業者に求める地域の活性化や災害時のエネルギー確保等地域課題の解決に貢献する具体的な取組の方針を定めます。

#### (イ) 考え方・検討手順

市町村は、地域の将来像も踏まえつつ、地域循環共生圏の構築や、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けてどのような取組が必要か、という観点から当

## 第2 市町村の対応

該項目を検討していく必要があります。

このような観点を踏まえつつ、地域脱炭素ロードマップに示すように「経済・雇用」「快適・利便」「循環経済」「防災・減災」に関連付けて脱炭素事業に取り組む方向性を提示するよう検討します。

一時的な取組ではなく、公益性のある施策を行う観点が重要であることから、地域経済にとってプラスとなる投資や雇用創出等の地域に還元される取組を設定することが望れます。

地域のニーズに合致し、かつ、実現可能なものとなるよう、先行利用者・周辺住民・事業者等が十分協議を行なながら、地域に応じた取組を検討してください。

### (ウ) 定め方

表 2-9 に示すような取組を位置付けることにより、促進事業が、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献し、地域における再エネの社会的受容性の向上を図り、地域の魅力と質を向上させる地方創生につながるものと見込まれるものを定めることが望れます。

「計画策定市町村と連携して…の取組を行う」等、取組の実施に当たって連携すべき主体等を位置付けることも可能です。

なお、地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドラインは別冊第4章6を参照ください。

表 2-9 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の例

地域への メリット	取組例
地域経済 への貢献	域内への安価な再エネの供給や域内での経済循環を推進する取組
	再エネ事業会社の地域内での新設や移転
	保守点検等の再エネ事業の運用に係る人材の、地元での雇用創出人材育成
	施工や運用に係る地元の事業者との協働
	地域金融機関や地域住民のファイナンス主体としての事業への参画
	地元の事業者や学生への技術の共有、教育プログラムの提供等の実施
地域にお ける社会 的課題の 解決	再エネの非常時の災害用電源としての活用や、EV シェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用等他の政策分野の課題解決にもいかす取組
	再エネ事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃焼残渣物の有機肥料としての活用等の取組
	収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組
	耕作放棄地・荒廃農地で農業への再活用への見込みのないものの有効活用
	発電施設・敷地等を活用した獣害対策
	再エネ設置に際して整備する作業用通路の農林業者等への供用
市町村が設置する地域振興等に係る基金への寄附	

※上記について、「計画策定市町村と連携しながら・・・」との文言を記載することも可能。

### (4) その他設定に当たっての留意点

#### ア 域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の区域施策編への反映について

既に区域施策編を策定済の市町村において、新たに促進事業に関する事項を定める場合には、区域施策編の別冊ではなく本編に追記する形で計画の改定作業を行うことが望されます（都道府県と市町村が共同設定した場合は、別冊で定められることが想定され、単独設定の場合と共同設定の場合で取り扱いを分けることが望されます）。

#### イ 促進事業に関する事項の共同設定について

同一都道府県内の複数の地方公共団体が共同して地域脱炭素促進事業の促進に関する事項を設定することも可能です。

例えば、複数の市町村にわたって促進事業に関する事項を共同設定する場合は、複数市町村にわたる促進事業計画の認定（法第22条の5）を見据えて、都道府県と共に共同設定を行うことが望されます（法第21条第6項）。

また、特定の市町村区域における再エネポテンシャルが当該区域内電力需要量よりも極めて大きい場合は、当該余力分を他の地域に供給することも可能となるため、再エネポテンシャルが少ない地域と連携して設定することも考えられます。

#### ウ 市町村が区域施策編を策定していない場合について

令和6年6月25日付環境調査発第2406254号「地域脱炭素化促進事業制度の運用にあたっての留意事項等について（通知）」にも記載のとおり、促進事業に関する事項の設定に当たっては、その対象となる市町村において区域施策編が策定済みであるかを問わず、新たに促進事業に関する事項のみを設定することも可能とされています。この場合、促進事業促進に関する事項が、法第21条第3項第1号及び第5号の事項を兼ねることになりますが、法第21条第3項各号に規定するその他の事項を含めて記載を拡充していくことが望されます。

#### エ 既存の事業との関係

促進事業の趣旨は、地域共生型再エネの導入を促進する区域をあらかじめ指定することで、適地誘導と再エネポテンシャルの最大限活用を図ることにあります。このため、促進区域の候補となる区域において既に再エネ事業が実施されている場合や、再エネ事業の実施に向けた手続が行われている場合にかかわらず促進区域の候補となる区域を検討いただいても構いません。

一方で、促進事業制度は、促進事業として認定を受けていない再エネ事業を妨げるものではないため、促進区域の設定の有無によらず、既存事業の継続や、新規再エネ事業の実施に向けた手續が妨げられることはできません。

## 第2 市町村の対応

### オ 既存事業を促進事業として認定する場合について

促進区域の設定時点で、既に個別の再エネ施設整備が見込まれる場合や整備が完了し発電等が実施されている場合に、当該再エネ事業を促進事業とする場合は、当該事業の中で、促進事業に関する事項に相当する事項を新たに検討し、促進事業計画の作成及び申請を行うことができます。

### カ 促進事業に関する事項の設定時の合意形成について

促進事業に関する事項の設定において、協議会等の開催による地域住民の理解を得ることが望されます。

一方で、促進事業に関する事項の設定により、土地の権利に対する具体的な法的な効果は発生しないことから、法律上、促進区域予定地の地権者合意を求めてはいけないことに御留意ください。

### キ 他制度との連携

#### (ア) 農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

市町村が、区域施策編において、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」に促進区域（農山漁村再エネ法第5条第5項の農林水産省令で定める基準に適合する区域に限る。）においてその実施を促進する促進事業（農山漁村再エネ法第3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この項において「再生可能エネルギー発電設備」という。）の整備を含むものに限る。）と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合で、当該区域施策編のうち促進事業に関する事項が農山漁村再エネ法第4条第1項に規定する基本方針に適合するときは、当該区域施策編に定められた再生可能エネルギー発電設備の整備については、当該区域施策編を農山漁村再エネ法第5条第1項に規定する基本計画とみなします（第21条の2第1項）。

地方公共団体実行計画が農山漁村再エネ法の基本計画とみなされた場合、農山漁村再エネ法の設備整備計画の認定に係る規定（設備整備計画の認定、設備整備計画の変更、酪肉振興法、漁港及び漁場の整備等に関する法律及び海岸法の特例（農地法、森林法、自然公園法及び温泉法に係る規定を除く。）等）が適用されます。

また、市町村は、当該市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（農山漁村再エネ法第5条第4項に規定する農林地所有権移転等促進事業をいう。）に関する農山漁村再エネ法第5条第4項各号に掲げる事項を定めることができるとされています（第21条の2第2項）。

地球温暖化対策推進法における農山漁村再エネ法の特例措置との関係は図2-3のとおりです。

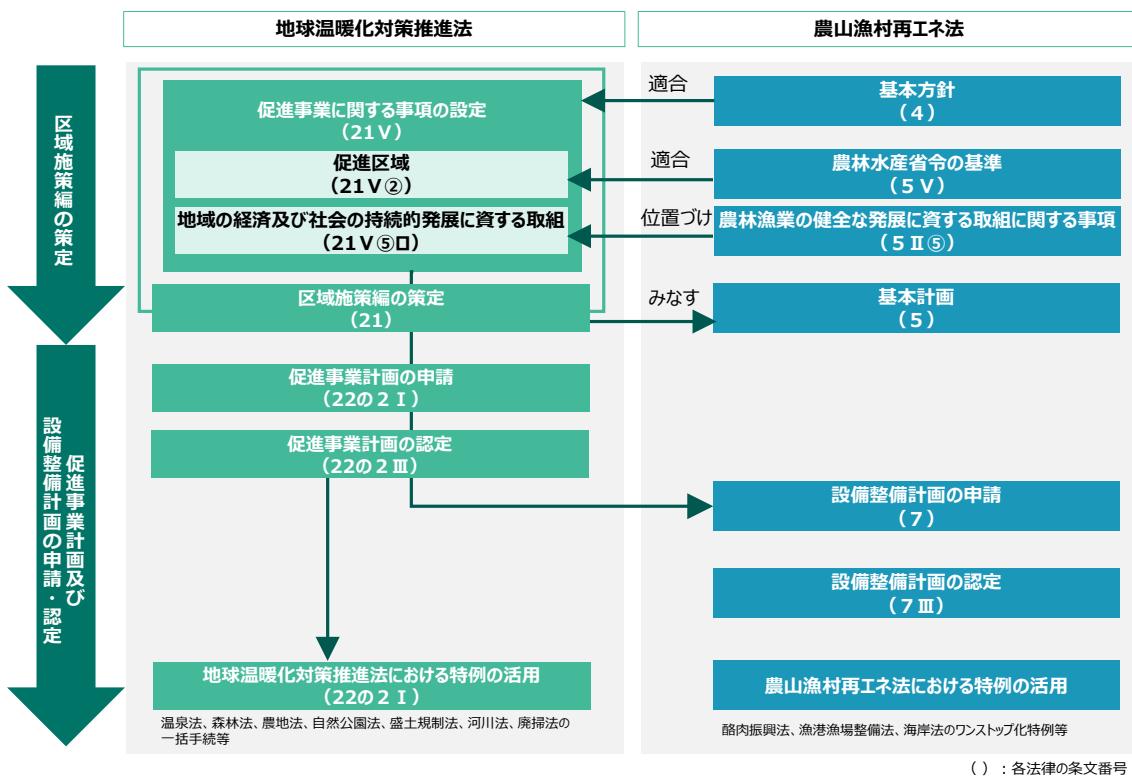


図 2-3 地球温暖化対策推進法における農山漁村再エネ法の特例措置

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）において、建築基準法の特例（建築物の高さ・容積率・建ぺい率の緩和等）が措置されています。このため、市街地や公有地に立地する建物に太陽光発電施設を設置する場合は、当該特例が適用される建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度（令和6年4月施行。以下「再エネ利用促進区域」という。）を活用し、地域の脱炭素化の取組を進めることができます。

もっとも建築物省エネ法と地球温暖化対策推進法は、それぞれの法目的は異なるものの、再生可能エネルギーの利用・導入を推進するという観点において共通しております。このため、建築行政を担当する部局と、地球温暖化対策を担当する部局等再生可能エネルギー関連部局との連携によって 建築物省エネ法と地球温暖化対策推進法の各制度間（区域施策編）の整合性を確保することが望まれます。

なお、建築物省エネ法に基づく建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度は別冊第4章7をご参考ください。

## 第2 市町村の対応

【参考】国土交通省：【建築物省エネ法第60条～第64条】建築物再生可能エネルギー利用促進区域及び関連情報  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/03.html>

(ウ) 風力発電に係る促進区域の設定における保安林の扱いに関する考え方について

保安林を促進区域に含める場合は、都道府県と相談し、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要です。

保安林は、認定を得た事業者が促進事業計画に従って行う促進事業（風力発電施設に限る。）については、森林法第26条第2項及び第26条の2第2項の「公益上の理由により必要が生じたとき」に該当するものとして保安林の解除の審査が行われます。このため、風力発電に係る促進区域として保安林を設定することを検討する場合、保安林を担当する都道府県の森林部局や森林管理局とよく相談し、必要な対応について確認してください。

なお、風力発電に係る都道府県基準において保安林が除外区域として定められている場合で、市町村において風力発電に係る促進区域として保安林を設定する必要があると判断した場合は、都道府県に対して基準の見直しを求めるようご検討ください。

## 2 促進事業計画の認定

### (1) 概要

事業者から促進事業計画の認定の申請を受けた計画策定市町村は、当該申請が認定に係る要件に該当するものであったときは、その認定を行います（法第22条の2第3項）。

また、促進事業計画の認定に際し、計画に記載された行為が市町村による一括手続を利用できる行為である場合は、計画策定市町村はあらかじめ当該行為に関する法令を所管している許可権者等に対して、その同意を得る必要があります（法第22条の2第4項）。

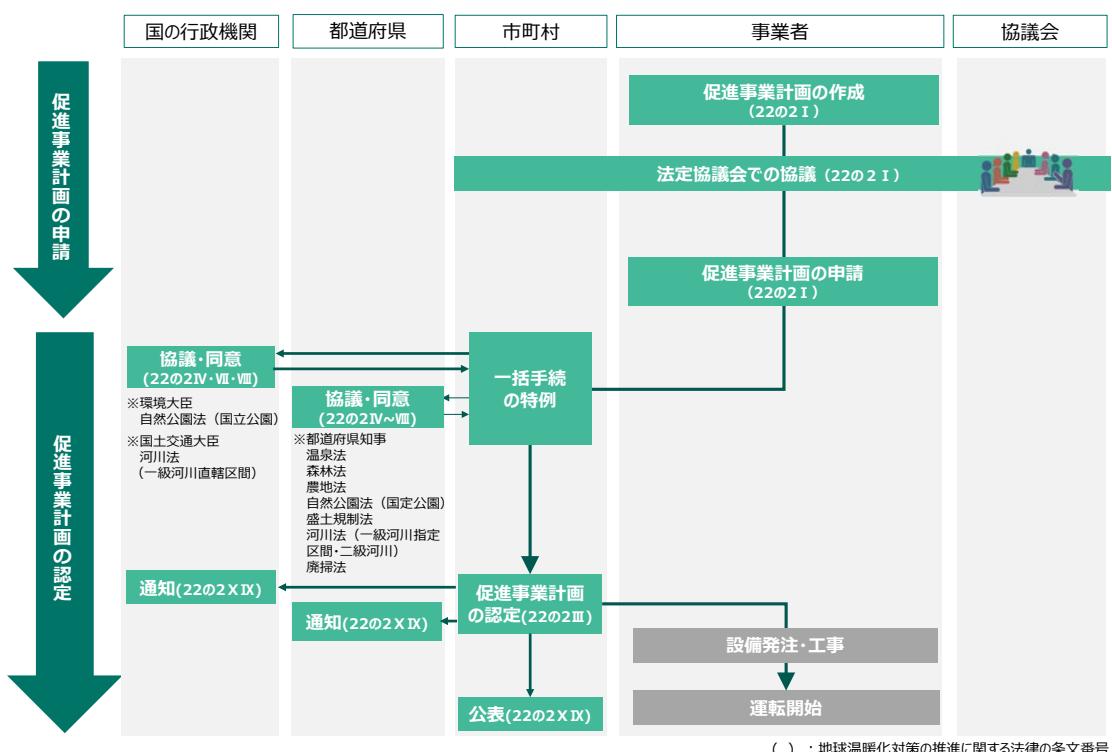


図 2-4 促進事業計画の認定手続フロー

### (2) 法定協議会における協議

計画策定市町村において法定協議会が組織されている場合は、事業者からの認定申請前に、協議会で協議する必要があります。

事業者から促進事業計画の認定申請について相談があれば、市町村においては速やかに協議会を開催することが求められます。

## (3) 促進事業計画の認定申請の受理

促進事業計画は、認定省令に定められた促進事業計画に係る認定申請書（別冊第6章様式第1）を用いて、促進事業を行おうとする事業者が作成します。

計画策定市町村は、事業者から促進事業計画の認定申請があつた場合には、表2-10に示す事業計画の記載事項や表2-11に示す添付書類に不備がないか確認してください。

また、促進事業を行おうとする事業者が提出した促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備又は当該施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為が、市町村による許可権者等への一括手続の対象となる場合は、条例の対象となる許可等に応じて、認定省令別記様式第2の1～13及び同省令別表に定める添付書類が提出されるため、併せて確認が必要です。

計画策定市町村は、後述する市町村による許可権者等への一括手続による事業開始に向けた諸手続の円滑化のため、促進事業計画の認定の申請の受付からその後の審査等の手続を迅速に処理することが重要であるほか、認定の申請から認定までの経緯を時系列に記録に残しておくことが望まれます。

表 2-10 促進事業計画の記載事項（法第22条の2第2項）

記載事項
申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）
地域脱炭素化促進事業の実施期間
整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容
地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
地域脱炭素化促進施設の整備及び地域の脱炭素化のための取組の要に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
地域脱炭素化促進施設の整備及び地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する次の取組に関する事項 ・ 地域の環境の保全のための取組 ・ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める事項 ・ 地域脱炭素化促進施設等の使用期間 ・ 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項

## 第2 市町村の対応

**表 2-11 促進事業計画に係る認定申請書の添付書類  
(地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項)**

添付書類	備考
法人定款又はこれに代わる書面	申請者が法人でない団体である場合は、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
申請者の最近二期間の事業報告書、賃借対照表及び損益計算書	左記書類がない場合は、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類
地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面	位置図、航空写真や現況写真等
地域脱炭素化促進施設等の規模及び構造を明らかにした図面	—
地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められるための書類 (農地法の特例(農地転用)の手続を受けようとする場合を除く。)	土地の登記事項証明書(全部事項証明書) 権利者と申請者が異なる場合は、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等の書類に加え、契約当事者双方の印鑑証明書
地域脱炭素化促進施設においてバイオマスを利用する場合は、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類	事業者とバイオマスの調達先との協定書等
一般送配電事業者及び特定送配電事業者が維持、運用する電線路と電気的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し	一般送配電事業者、特定送配電事業者ごと、また契約する電圧の違いによって同意を得ていることを証明する書類が異なることに留意(※)。
地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他当該事業の実施体制を示す書類	平常時に加え、緊急時の連絡体制についても明示。
地域脱炭素化促進事業に係る関係法令(条例を含む。)に係る手続の実施状況を示す書類	—
地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書	—
地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令別表に掲げる行為を記載する場合にあっては、当該行為の区分に応じ求められる書類	地域脱炭素化促進事業計画の認定に関する省令別記様式第2参照

※「なっとく！再生可能エネルギー」接続の同意を証する書類について

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/legal\\_filename2.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename2.html)

**表 2-12 特定の行為を記載する場合にあっては提出が必要な書類 (1/3)**

行為	書類
法第22条の2第4項第1号に掲げる行為(温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の許可に係るものに限る。)	別記様式第2の1による書類及び温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第1条第2項各号に掲げる書類
法第22条の2第4項第1号に掲げる行為(温泉法第11条第1項の許可に係るものに限る。)	別記様式第2の2による書類及び温泉法施行規則第6条第2項各号に掲げる書類

## 第2 市町村の対応

表 2-12 特定の行為を記載する場合にあっては提出が必要な書類（2/3）

行為	書類
法第22条の2第4項第2号に掲げる行為	別記様式第2の3による書類及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第4条各号に掲げる書類
法第22条の2第4項第3号に掲げる行為（森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可に係るものに限る。）	別記様式第2の4による書類及び森林法施行規則第59条第1項各号に掲げる書類（同条第2項の規定により添付を省略することができるものを除く。）
法第22条の2第4項第3号に掲げる行為（森林法第34条第2項の許可に係るものに限る。）	別記様式第2の5による書類及び森林法施行規則第61条第1項各号に掲げる書類（同条第2項の規定により添付を省略することができるものを除く。）
法第22条の2第4項第4号に掲げる行為（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可に係るものに限る。）	別記様式第2の6による書類及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条第1項各号に掲げる書類
法第22条の2第4項第4号に掲げる行為（農地法第5条第1項の許可に係るものに限る。）	別記様式第2の7による書類及び農地法施行規則第57条の4第2項各号（第5号を除く。）に掲げる書類
法第22条の2第4項第5号又は第6号に掲げる行為（自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の許可に係るものに限る。）	別記様式第2の8による書類並びに自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第10条第2項各号に掲げる図面、同条第3項に規定する書類及び同条第4項各号に掲げる事項を記載した書類
法第22条の2第4項第5号又は第6号に掲げる行為（自然公園法第33条第1項の届出に係るものに限る。）	別記様式第2の9による書類及び自然公園法施行規則第10条第2項各号に掲げる図面
法第22条の2第4項第7号に掲げる行為（宅地造成（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に掲げる宅地造成をいう。）又は特定盛土等（宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第3号に掲げる特定盛土等をいう。以下同じ。）に関する工事に係るものに限る。）	別記様式第2の10による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第7条第1項各号に掲げる書類を添付したもの
法第22条の2第4項第7号に掲げる行為（土石の堆積（宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第4号に掲げる土石の堆積をいう。以下同じ。）に関する工事に係るものに限る。）	別記様式第2の11による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条第2項各号に掲げる書類を添付したもの
法第22条の2第4項第8号に掲げる行為（特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）	別記様式第2の10による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第63条第1項各号に掲げる書類を添付したもの
法第22条の2第4項第8号に掲げる行為（土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）	別記様式第2の11による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第63条第2項各号に掲げる書類を添付したもの

## 第2 市町村の対応

表 2-12 特定の行為を記載する場合にあっては提出が必要な書類（3/3）

行為	書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 9 号に掲げる行為	別記様式第 2 の 12 による書類、河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 11 条の 2 第 2 項第 1 号から第 4 号まで及び第 9 号に掲げる図書並びに上欄に掲げる行為が河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 26 条第 1 項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあっては、当該工事の計画の概要を記載した図書
法第 22 条の 2 第 4 項第 10 号に掲げる行為（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 13 による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 5 条の 5 の 5 第 2 項各号に掲げる書類及び図面
法第 22 条の 2 第 4 項第 10 号に掲げる行為（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 14 による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 11 の 5 第 2 項において準用する第 5 条の 5 の 5 第 2 項各号に掲げる書類及び図面
法第 22 条の 2 第 4 項第 11 号に掲げる行為	別記様式第 2 の 15 による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 35 第 2 項各号に掲げる書類及び図面

### （4）促進事業計画の認定

計画策定市町村は、促進事業を行おうとする事業者から認定申請があった促進事業計画が、以下に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとされています。（法第 22 条の 2 第 3 項）

- ・促進事業計画の内容が促進事業に関する事項に適合するものであること
- ・促進事業計画に記載された促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること
- ・その他認定省令で定める基準に適合するものであること

### （5）認定後の通知・公表

計画策定市町村は、促進事業計画を認定したときは、促進事業計画を提出した事業者に対して通知します。また、審査の結果、認定しない場合においても、その理由を明記した上で、書面等により通知することが望まれます望ましいです。

また、計画策定市町村が促進事業計画を認定したときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかに、その旨を通知します（法第 22 条の 2 第 17

## 第2 市町村の対応

項)。

認定後の促進事業計画についても、認定省令で定める事項について、公表する必要があります（法第22条の2第17項）。

### 3 促進事業計画の認定後の対応

#### (1) 事業者への指導及び助言

計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定された促進事業計画に従った事業を実施していないと認められる場合には、その理由を聴取し、同事業計画に基づいて事業を実施するように指導することとなります。

また、計画策定市町村は、必要に応じて、協議会等の構成員となっている有識者等の知見等も活用しつつ、事業の適確な実施のために必要な助言を行います。

#### (2) 特例への対応

##### ア 概要

計画策定市町村が促進事業計画を認定することにより、認定地域脱炭素化促進事業者は各種特例を受けることができます。

そのうち地球温暖化対策推進法による特例としては大きく2つあります。

- ① 市町村による許可権者等への関連法令の許可等に関する一括手続
- ② 環境影響評価法の配慮書特例（配慮書手続が省略される）

許可等に関する特例は、本来は事業者自らが行うべき許可等手続を計画策定市町村が許可権者等への協議により同意を得て、許可等のみなしとすることにより（以下「一括手続」という。）、認定地域脱炭素化促進事業者の様々な事務に要する手間の削減や期間の短縮等を目的として設けられているものです。

促進事業計画の認定の申請により、市町村による一括手続の対象となる行為は、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、盛土規制法、河川法、廃掃法の一部の許可等です（表 2-13 参照）。

なお、促進事業のうち、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、盛土規制法、廃掃法については、地域脱炭素化促進施設、地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組（促進区域内で実施するものに限る。）が対象になり、河川法については地域脱炭素化促進施設が対象となります。

環境影響評価法の配慮書手続の省略は、都道府県基準が定められた市町村における促進区域で行なわれる事業については、促進事業計画の認定を受ける場合に限られます。

## 第2 市町村の対応

表 2-13 市町村による一括手続の対象となる許可等手続の概要

対象	対象となる行為	許可権者等
温泉法	温泉をゆう出させる目的での土地の掘削、ゆう出路の増掘等	都道府県知事の許可
森林法	地域森林計画対象民有林（保安林等を除く。）における開発行為、保安林における立木の伐採や土地の形質変更等	都道府県知事の許可
農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の転用のための権利移動	都道府県知事等の許可
自然公園法	国立/国定公園内における工作物の新築、土地の形状変更等の開発行為等	環境大臣、都道府県知事（国定公園）の許可（特別地域における行為の場合）又は届出（普通地域における行為の場合）
盛土規制法	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事	都道府県知事の許可
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用 ※地域脱炭素化促進施設のみ対象	河川管理者※への登録 ※国土交通大臣、都道府県知事 又は指定都市の長
廃掃法	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。
	指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更	都道府県知事等への届出

### イ 市町村による一括手続の対応体制

計画策定市町村は、これまで事業者が各許可権者等に申請していた内容を一括して受け付け、該当する許可権者等と協議し、同意を得ることとなります。

事業者から促進事業計画が提出され、同計画中に記載された事業が市町村による一括手続を利用できる行為（第22条の2第4項各号に規定された行為）に該当する場合は、当該行為に関する法令を所管している許可権者等からの同意を得るために、当該計画書類を許可権者等に速やかに送付することが必要です。その際、市町村による一括手続が事業の円滑化につながるよう、計画策定市町村は、特例対象となっている許可等手続の標準処理期間を踏まえて迅速に対応することが重要です。

計画策定市町村においては、事業者が許可等の市町村による一括手続を使用する場合に備え、あらかじめ申請受付と庁内の相談に係る体制を準備しておくことが望まれます。事業者に対しては申請窓口として1か所を指定・明示すると分かりやすいです。

他法令に基づく特例として、31～33ページに記載の農山漁村再工ネ法や建築物省工ネ法に基づく計画と連動ができている場合、これら法令に基づく各種の特例も適用できます。その他の特例の種類及び詳細については別冊第4章7にて解説しています。

## (3) 促進事業計画の変更

市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者から認定済の促進事業計画の変更について相談があった場合、軽微な変更を除き、法定協議会が組織されている場合は協議会での協議を経て、変更申請の認定を行うこととなります（法第22条の3第1項）。事業計画の変更・認定手続フローを図2-5に示します。

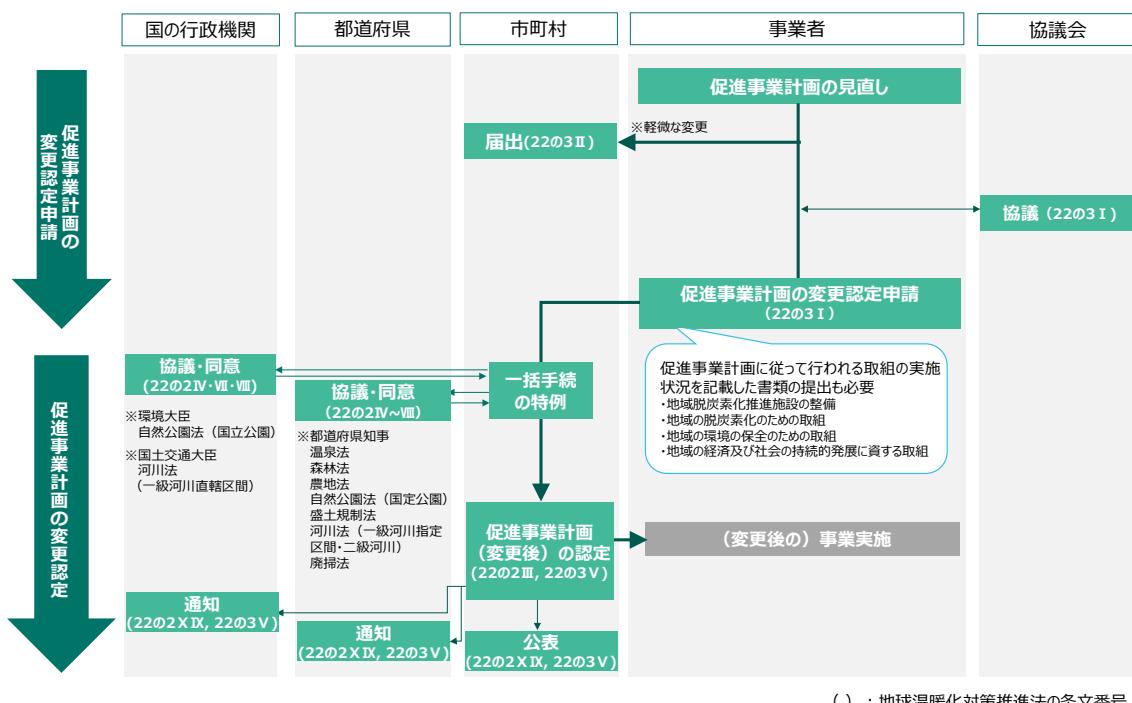


図2-5 事業計画の変更・認定手続フロー

## ア 法定協議会における協議

促進事業計画の認定を受けた後に、認定地域脱炭素化促進事業者が計画変更をしようとする際、計画策定市町村に法定協議会が組織されている場合は、変更後の促進事業計画を協議会において変更認定申請前に協議する必要があります（法第22条の3第1項）。これは、計画策定市町村からの指導及び助言に基づき促進事業計画の変更を行う場合においても同様です。

## イ 促進事業計画の変更の申請の認定

認定省令第8条に基づき、認定地域脱炭素化促進事業者が促進事業計画の変更の認定の申請を行う場合は、表2-14に示す書類が提出されます。

計画策定市町村はこれを確認し、要件に該当する場合は認定します。

## 第2 市町村の対応

表 2-14 促進事業計画の変更に係る認定申請書及び添付書類  
(認定省令第8条)

書類	備考
地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書（別記様式第3）	変更事項の内容を変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更理由、添付を省略する書類を記載。
添付書類（地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる取組の実施状況を記載した書類）	地域脱炭素化促進施設の整備、同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組、同施設の整備と併せて実施する地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況を記載。
認定申請時添付書類(表 2-11 参照)から内容に変更があったもの	認定申請時に計画策定市町村に提出されている書類の内容に変更がなければ、申請書にその旨を記載し、当該書類の添付を省略可。

### ウ 関係行政機関との協議

認定済の促進事業計画について計画変更の申請があった場合、変更内容が、市町村による一括手続を利用する行為(法第22条の2第4項各号に規定された行為)に該当する場合は、計画策定市町村は関係法令の許可権者等に対して協議を行い、その同意を得る必要があります。

当初の事業計画は各法令の許可基準に適合したとしても、その後の計画変更により施設の規模や立地、関連行為の内容等が変更すれば許可基準に適合しなくなる可能性があり、許可権者等が変更後の内容について確認する必要があるためです。

### エ 軽微な変更

認定済の促進事業計画に係る変更のうち、認定省令第9条で定める軽微な変更については、協議会における協議や促進事業計画の変更に係る認定の申請は不要です（法第22条の3第1項）。

この場合、認定地域脱炭素化促進事業者は、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければなりません（法第22条の3第2項）。

### オ 変更認定後の通知・公表

計画策定市町村は、促進事業計画の変更を認定したときは、認定地域脱炭素化促進事業者に対して通知します。また、認定をしない場合においても、その理由を明記した上で、書面等により通知することが望されます。

また、計画策定市町村が促進事業計画の変更を認定したときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかに、その旨を通知します（法第22条の3第5項）。

変更認定後の促進事業計画についても、認定省令で定める事項について、公表する必要があります（法第22条の3第5項）。

(4) 促進事業計画の認定取消し

ア 認定取消し時の措置

計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し促進事業計画の認定を取り消す不利益処分をしようとする場合には、行政手続法に基づき、原則として、当該事業者の意見陳述の機会として聴聞手続を執らなければなりません。

イ 認定取消し後の通知・公表

計画策定市町村は、促進事業計画の認定の取消しを行ったとき、その旨を関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知し、認定取消しを公表する必要があります（法第22条の3第4項）。

なお、認定を取り消した促進事業計画は、協議会等において、地域住民その他の利害関係者との合意形成や情報共有を行った上で認定していることから、計画策定市町村は、地域住民その他の利害関係者及び協議会に参加した構成員に対しても、認定取消しの理由と併せてその旨を通知することが考えられます。

## 4 合意形成について

市町村における促進事業に関する事項の設定や、事業者からの認定申請受付等の手続に際して、市町村は各方面の合意形成の中心的役割を担う必要があります。ここでは、合意形成の各種手法について解説します。

### (1) 法定協議会による合意形成

#### ア 法定協議会の概要

法定協議会（法第22条）が地方公共団体において組織されている場合、当該協議会での協議を実施することにより、促進事業に関する事項の設定や、促進事業の認定（法第22条の2）等に際して、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させることができます。

#### イ 法定協議会の構成員について

促進事業は、円滑な合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域と共生する再エネの導入を拡大することを目的としているため、法定協議会には、多様な立場の関係者の参画が求められます。法定協議会の構成員については、法第22条第2項において表2-15に掲げる者をもって構成するものと定められていますが、導入を検討する再エネ種や促進区域の立地特性によって、検討すべき内容や関係者を柔軟に変更していくことも考えられます。

表 2-15 協議会の役割及び構成員（1/2）

構成員	期待される役割
促進区域を定めようとする都道府県または市町村	本協議会の設置・運営主体になります。必要に応じて主幹となる部局のみならず、関係する部局にも参加を求めることが重要です。
共同で促進区域の設定を行う都道府県及び市町村	とりわけ複数の市町村の行政区域をまたいだ促進区域を設定する必要がある場合には、近隣市町村と共同で協議会を設置、運営するとともに、都道府県の担当部局にも参加を求めることが重要です。
その他関係する地方公共団体	共同で促進区域を設定しない場合でも、管轄の都道府県や近隣市町村等の参画を必要に応じ求めることが重要です。
関係する国の機関	促進区域の設定に当たって、促進事業計画の認定における協議等において円滑な調整が可能となるよう、例えば、地方環境事務所、地方経済産業局、地方整備局、地方農政局、森林管理局、防衛省といった国の機関にも参加を求めることが望まれます。

## 第2 市町村の対応

表 2-15 協議会の役割及び構成員（2/2）

構 成 員	期待される役割
促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者	促進区域等の設定時においては、公平性の観点から事業者は一定の距離感が求められるため、事業者はオブザーバー等の立場から情報提供を行う役割として協議会に参加することが妥当です。
法第37条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化防止活動推進センター	地域地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化防止活動推進センター（地域センター）は、法に基づき全国の都道府県知事や政令指定都市等の市長によって指定されています。地域で地球温暖化防止活動に取り組む拠点です。そして、地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「紹介・相談」「調査研究」「情報提供」等の活動を行うことが期待されます。
学識経験者ほか必要と認める者（住民代表、産業団体、農業従事者団体等のステークホルダーを含む。）	<p>地域共生型再エネの導入に当たっては、以下の要素を考慮した地域の合意形成が必要となることから、それぞれの観点から合意形成を進めるための有識者他関係者の参加が期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の企業や地方公共団体を中心となること</li> <li>・地域の雇用や資本を活用すること</li> <li>・地域資源である豊富な再エネ資源等の活用を行うこと</li> <li>・再エネの導入に際してのコスト、適地の確保、環境との共生等（景観への影響や野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった懸念）に考慮すること</li> </ul>

### ウ 法定協議会の組織・運営主体

法定協議会は、都道府県又は市町村において組織・運営します（注1、2）。

注1 協議会運営の効率化の観点から、以下のような運営が考えられます。

①環境審議会等の既存の協議の枠組みの活用（※）

※この場合、当該既存の枠組みが、地球温暖化対策推進法に基づく協議会である旨併記が必要です。

②都道府県及び市町村による共同の協議会設置（※）

※共同での組織・運営によって、協議会運営に係る負担低減が見込まれます。（R6年改正による複数市町村にわたる促進区域を設定する場合の都道府県との共同設定については63～70ページ参照。R6年改正での地域脱炭素化促進事業制度の運用にあたっての留意事項等の通知は別冊第3章第3参照。）

注2 円滑な合意形成の観点から、以下のような運営方法が考えられます。

①協議会を親委員会として位置付け、その下に再エネ種別に分科会を設置（※）

※再エネ種別に環境保全の観点、社会的配慮の観点から共通の懸念事項、複数の異なる懸念事項が考えられ、関係者が大きく異なること等が想定されます。このため、協議会における合意形成を円滑に図るために、以下のi.～iii. の流

## 第2 市町村の対応

れによる運営が適切な場合があります。

- i . 再エネ種別に個別の専門的な議論を分科会で実施
- ii . 当該再エネ種に係る促進区域の設定を分科会で実施
- iii . 結果を親委員会に報告し、親委員会が全体の地方公共団体実行計画を決定

### 工 協議会運営の方針

#### (ア) 協議会の公開の原則

法定協議会の運営に当たっては、地域住民やその他利害関係者に対して、協議プロセスや議論の透明性・公平性を確保することが重要です。このため、協議会は公開での開催、若しくは会議後に議事録を公開するとともに、その資料についても、基本的に公開するべきです。

ただし、個別事業者若しくは個人の秘密に属する情報を取り扱う場合、希少な野生動植物の情報を取り扱う場合等、秘匿することが必要な情報については、一部非公開とする等、慎重に取り扱う必要があります。

#### (イ) 法定協議会の運営に関し必要な事項を定めること

例として、以下のような協議会の運営に必要な事項は、協議する範囲を検討した上で、開催要領等として定めることが求められます。

- ・協議会の目的
- ・会の構成員、役員及び任期
- ・事務局 等

#### (ウ) 法定協議会を開催する時期

促進事業に関する事項の設定や促進事業計画の認定に係る合意形成、その後のフォローアップに際して定期的な開催が想定されます。この場合、開催の時期は事前に公表し、地域住民その他の利害関係者に周知することが考えられます。

### (2) その他の合意形成手法について

都道府県又は市町村において法定協議会を組織していない場合でも、促進事業に関する事項の設定に際しては、当該制度の趣旨に鑑み、あらかじめ、地域住民やその他利害関係者、関係行政機関の意見を聴くことを念頭に合意形成の機会を設けることが望まれます。

合意形成の手法は複数存在しますが、ここでは2020年3月に環境省が作成した「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」を参考に、いくつかの手法を紹介します。

なお、地熱発電における協議会は別冊第4章8をご参照ください。

## 第2 市町村の対応

### ア 関係者・関係機関の洗い出し

#### (ア) 地方公共団体内における実施体制の整備（関係部署との連携）

地方公共団体内の幅広い部署で連携して、地域全体のグランドデザインを検討することが重要です。地球温暖化対策部局と環境保全部局が連携するのみならず、以下例として表 2-16 に掲げる部局との連携が考えられます。

こうした連携をサポートするため、専門的知識や議論を取りまとめる技術を有する地域の専門機関、環境コンサルタント・調査会社、団体等と連携することも考えられます。

表 2-16 地方公共団体内の関係部局の例（風力の場合）

所管	担当部局
事業推進	企業局、エネルギー部局、企業立地推進部局 等
環境影響評価	環境保全部局
許可等	自然公園、自然環境保全地域、生息地等保護区、鳥獣保護区 等
	環境保全部局、観光部局、農林部局
	保安林等
	農林部局
	文化財
	教育委員会（市町村・都道府県）
	景観形成区域
農用地区域、農地等	都市計画部局 等
水質資源保護水面、漁業権設定区域	農林部局（市町村・都道府県・農業委員会）
空港の制限表面	水産部局
地域振興、観光関連等	空港部局
河川、道路等	地域振興局、観光部局、世界遺産登録関係部局
河川、道路等	建設部局

注：担当部局欄において（ ）で示す箇所以外は都道府県を想定した部署等の分類を示す

#### (イ) 調整が必要な関係者・関係機関

意見等の調整が必要になる関係者・関係機関等を抽出する必要があります。関係者・関係機関の抽出に取りこぼしがあると、議論・検討が進んだ後に手戻りが生じることがあるため、幅広に抽出しておくことが肝要です。

例えば、産業団体と一定の合意に至っている場合であっても、団体に加盟していない関係者と調整が必要となる場合等も考えられます。景観や鳥類の渡り等のように広範囲に影響する環境要素や、複数の地方公共団体の関係者・関係機関が利用している区域がある場合については、近隣の地方公共団体との調整が必要になることもあります。

## 第2 市町村の対応

表 2-17 関係者・関係機関の例（風力の場合）

分野	関係者・関係機関	
法規制等	国	環境省 地方環境事務所 経済産業省 地方経済産業局 資源エネルギー部 総務省 地方総合通信局 文化庁 農林水産省 地方農政局 林野庁 森林管理局 森林管理署 水産庁 地方漁業調整事務所 国土交通省 地方整備局 港湾空港部 気象庁 防衛省 防衛政策局運用政策課 等
	都道府県・市町村	(表 2-16 参照)
先行利用者	農業関係者・団体（農業者、農業協同組合、農業委員会 等） 林業関係者・団体（森林組合 等） 観光事業者（スカイスポーツ等）・団体 等 (商工会、観光協会 等)	
環境保全等に関する対象等	環境保全団体、環境保護団体、景観まちづくり団体	
地域住民等	地域住民、地域住民団体、地域住民組織、地方公共団体議会議員、別荘の所有者	
有識者、専門家、学芸員、試験研究機関	以下の分野の有識者等 環境政策（ゾーニング、環境法令・制度、環境社会学、再エネ等）、合意形成、生活環境（騒音、風車の影等）、自然環境（景観、鳥類、その他生物、生態系、自然保護全般等）、風力発電	
事業者	事業者団体、地元風力発電関連産業業者	
電力関係	一般送配電事業者※、再エネ事業者	
金融機関	大手銀行、地方銀行等	
関係地方公共団体	隣接する地方公共団体	

※電源や系統に関する公開・開示情報の活用等

### イ 合意形成の方法について

それぞれの関係者・関係機関との意見調整方法の検討に当たっては、地域性や各主体の特性等に応じ、適切な方法を選定する必要があります。

また、円滑に合意形成を進めるためには、関係法令による各種制度との整合を図る必要があり、所管部局に早期に個別ヒアリング・調整することが必要です。また、協議会等の会議体にオブザーバーとして参画することを打診することも考えられます。

## 第2 市町村の対応

表 2-18 住民・先行利用者等の理解醸成方法の例と概要

方法	概要・特徴	事例
1 : 協議会等	多様な主体が集まり、一つのテーマについて議論することから、情報共有、意見聴取、合意形成の場として有効である。	北海道石狩市
2 : 個別ヒアリング・調整	住民や環境保全団体、先行利用者等に個別に情報共有及び意見聴取する手法として用いられる。多くの主体と協議する必要がなく、個別調整する事項、一定の時間を確保して個別に掘り下げて聞き取りを行いたい場合は有効である。	北海道石狩市
3 : 有識者等ヒアリング	有識者等に専門的見地からの助言や情報提供を得るために、一定の時間を確保して個別に掘り下げて聞き取りを行いたい場合は有効である。	北海道石狩市 (作業部会)
4 : 説明会	対象が広範・多数に及ぶ場合の情報提供や意見聴取の手法として有効である。	秋田県にかほ市 静岡県浜松市
5 : アンケート	ある特定の対象(住民、事業者、先行利用者等)に広く意見聴取をする手法として用いられる。	北海道石狩市
6 : パブリックコメント	住民や事業者等の幅広い関係者・関係機関から広く意見聴取する手法として用いられる。	長崎県西海市
7 : 勉強会・ワークショップ	関係者・関係機関が再工ネ等になじみがない場合、勉強会等の開催により関係者・関係機関の理解を深めることができる。ワークショップでは、少人数のグループごとにあるテーマで意見を出し合い、多様な立場の方と議論を重ねていくことで、理解を深めたり、方向性を定めたりすることができる。	長崎県西海市 北海道八雲町
8 : 普及啓発イベント	協議会等構成メンバー以外にも、広く地域住民、先行利用者等を対象にしたい場合に有効。子供も含めた若年層も対象に行いややすい。	宮城県 北海道八雲町 福岡県北九州市
9 : JFF (Joint Fact Findings: 共同事実確認方式)	地域や全国で活動する環境保全団体等と連携し、調査・分析・評価を行う方法。既存情報の収集に加え、地方公共団体が追加的な現地調査を行う場合に有効である。	—
10 : 他地域との交流・現地視察	実際に発電設備が導入されている地域を訪問し、稼働している施設の視察や、地域との関わり等について現地の関係者・関係機関と意見交換を行うことにより、参加者の理解を深め、その後の調整・協議の円滑化が期待できる。	宮城県

## 第2 市町村の対応

## 【秋田県にかほ市における取組】

### ○住民との意見交換会

開催日：2019（令和元）年7月6日（土） 13時～17時

開催場所：にかほ市総合福祉交流センター

### 內容：

第1部 事業説明会

概要 ゾーニング事業についての説明、風力発電に関する情報提供

## 第2部 ワークショップ（グループトーク）

**概要** 第1部 参加者が風力発電について、ゾーニング実証事業についての疑問点や期待、懸念について議論

參加人數：第1部 約40人

第2部 約20人

開催結果：第2部の意見交換会において、風力発電施設を建てても良い場所、建ててほしくない場所を住民から聞き取った結果、住宅や学校、病院等から離隔を取ること、景観についての意見が多く出た。また、今後地域で風力発電を導入していくに当たって、どのような点について検討が必要なのか、地域にとってのメリットは何か等についての意見が出た。

出典：「風力発電に係るゾーニング事業住民説明会のご案内」

秋田県にかほ市立二ツページ (出典 URL: [http://www.oita-u.ac.jp/~yamada/](#))

<https://www.city.nikaho.akita.jp/administration/detail.html?id=3053>

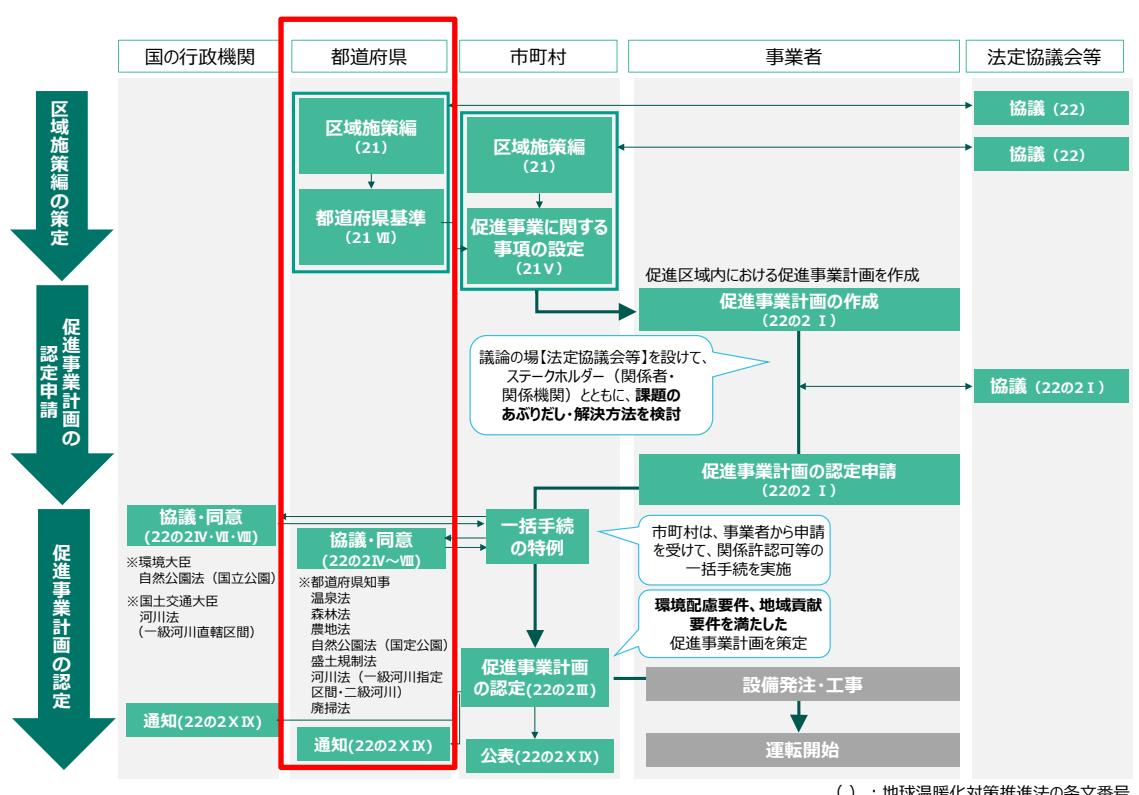
図 2-6 説明会等の開催事例

- ・実施対象：無作為に抽出した市民 1,000 名
  - ・実施時期：平成 29 年 12 月 22 日～平成 30 年 1 月 26 日
  - ・実施方法：アンケート調査票に返信用封筒を同封し、回収を行う。
  - ・調査票：図 39 に示す
  - ・配布数：1,000 通
  - ・回収数： 262 通（回収率：26.2%）

出典：平成 30 年度 風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業（北海道 石狩市）報告書  
(石狩市、平成 31 年 3 月)

図 2-7 アンケート調査事例

第3 都道府県の対応



この項目では、促進事業制度における都道府県の対応について解説します。

## 1 都道府県基準の策定

### (1) 都道府県基準の趣旨

都道府県は、法第21条第7項に基づき、促進区域の設定に関する基準として、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮することを確保するための基準を任意で定めることができます。

都道府県基準を策定する場合には、促進事業制度が地域共生型再エネ導入推進を趣旨としていることを念頭に、区域内の市町村による促進区域の設定や事業者による再エネ設置を通じて都道府県の定める再エネ導入の目標の達成に資するものとなるよう、各方面に配慮する形で、設定する必要があります。この場合、再エネ事業への過度な抑制・萎縮効果が働かないようにする必要があります（P3：第1章1（2）制度趣旨 を御理解のうえ策定してください）。

都道府県においては、当該制度の趣旨を踏まえつつ、都道府県において圈域全体で地域の実情に応じて配慮すべき事情を検討し、かつ、市町村の主体的な再エネ導入を支援する基準運用が可能となることが求められます。

なお、都道府県基準が策定された状態で定められた促進区域において地域脱炭素化促進施設の整備が行われる際には、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく計画段階配慮事項の検討に係る手続（以下「配慮書手続」という。）の規定を適用しないこととする特例が適用されます。

### (2) 都道府県基準の策定

#### ア 都道府県基準の法律上の位置づけ

法第21条第8項に基づく都道府県基準は、あくまでも促進区域を定める上での拠り所とすべき考え方や方向性を示すものです。都道府県基準が定められている場合、促進区域は、都道府県基準に基づいて定められるものとなります（法第21条第7項）。

#### イ 都道府県基準の定め方（規則第5条の3及び第5条の4）

都道府県基準の策定に当たっては、環境省令で定める基準（国の基準）に即して定めなければなりません（法第21条第8項）。都道府県基準の定め方については、施行規則第5条の3及び4に、都道府県基準の検討の方法等については、施行規則第5条の6に規定されております。

また、施行規則第5条の4第1項各号に基づき、表3-1に示す事項を満たして策定することが求められます。また、これらの事項を満たす観点から、表の「策定に当たっての留意事項」を実施することが望まれます。

なお、都道府県基準は、区域施策編の一部として定めるものであるものの、地域

### 第3 都道府県の対応

の実情に応じた都度の見直し等を行うことが必要となることが考えられることから、同計画の別冊等として策定することが考えられます。

表 3-1 都道府県基準の策定に当たって求められる事項

施行規則第5条の4第1項に規定されている事項	策定に当たっての留意事項
地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものであること。(施行規則第5条の4第1項第1号)	原生的な自然やその景観、生物多様性の保全の観点から特に重要な区域等に配慮し基準設定を行うこと。
当該都道府県が策定する地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるものであること。(施行規則第5条の4第1項第2号)	再エネの主力電源化に向け、地域の再エネポテンシャルを最大限活用し、都道府県の定める再エネ目標の達成に向けた基準設定を行うこと
太陽光、風力その他の再エネ種ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること。(施行規則第5条の4第1項第3号)	
国又は地方公共団体等が有する情報及び専門家等からの聴取等により得られる客観的かつ科学的な知見に基づくものであること。(施行規則第5条の4第1項第4号)	策定に当たっての専門家等の意見聴取の実施等

#### ウ 都道府県基準の検討の方法等（規則第5条の6、規則第5条の5参照）

都道府県基準を定めるに当たっては、都道府県全域の再エネポテンシャル、自然環境・生活環境の保全への適正な配慮を要する自然的社会的条件等の実情に応じて、地域脱炭素化促進施設の種類及び規模の別に定めることとされています。

また、規則第5条の5に規定する環境配慮事項ごとに、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう検討するものとされています。

検討に当たっては、表3-2に示す区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報等を収集する必要があります。また、各方面への配慮を確保するため、促進区域設定時と同様に、収集した情報をもとにレイヤー区分やゾーニングを試行する等地図上の調整を行うことが望まれます。

### 第3 都道府県の対応

表 3-2 都道府県基準の策定に当たり収集する情報等

区分・環境配慮事項	収集する情報	再エネ種			
		太陽光を電気に変換するもの	風力を電気に変換するもの	・・・	再生可能エネルギー熱供給施設であるもの
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項	大気質への影響並びに硫化水素、騒音、悪臭、反射光及び風車の影による影響	住居がまとまって存在している地域の状況及び学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設の種類	<p>★以下を踏まえて検討</p> <p>1 施設の種類 ・再エネ種 ・再エネ利用方法の別(発電・熱利用)</p> <p>2 施設の規模</p> <p>3 その他 (1) 設置場所 (2) 設置形態 (3) その他</p>		
	水の汚れ、富栄養化、水の濁り、溶存酸素量及び水温による影響	水道原水取水地点等の状況			
	温泉への影響	温泉の状況			
	重要な地形及び地質への影響	地形及び地質の状況			
	土地の安定性への影響	土地の形状が保持される性質の状況			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する環境配慮事項	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響並びに植物の重要な種及び重要な群落への影響並びに地域を特徴づける生態系への影響	国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地又は生育地としての自然環境その他まとめて存在し生態系の保全上重要な自然環境の状況			
人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	眺望の状況及び景観資源の分布状況			
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	野外レクリエーションを通じた人と自然との活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況			
地域の自然的社會的条件又は地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう特に考慮が必要と判断する事項	(環境の保全への適正な配慮の確保の観点から特に考慮が必要と判断される具体的影響の内容)	(特に考慮が必要と判断される具体的影響を考慮するために収集すべき情報)			

### 第3 都道府県の対応

#### 工 都道府県基準において定める内容（規則第5条の4）及びその解説

都道府県基準として定める内容は、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（以下「1号基準」という。）」及び「考慮対象事項等（以下「2号基準」という。）」の2つです。各基準の設定に当たって留意すべき事項は表3-3のとおりです。

表3-3 各基準の設定に当たって留意すべき事項（1/2）

都道府県基準として定める事項	留意事項
【1号基準】 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域 (法第5条の4 第2項第1号)	<p>当該区域は、規則第5条の5第1項第1号から6号に掲げる再生可能エネルギーの種別（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、再生可能エネルギー熱供給）毎に、地域の実情に応じて必要なエネ種に関して定めます。各エネ種につき、市町村が促進区域を設定することができるエリアを必要十分に残すよう配慮し、1号基準の設定に当たっては、<u>当該基準を該当させる理由（根拠法令等）も十分に整理することが望まれます。</u></p> <p>1号基準の対象としては、<u>法制度等において示された区域</u>（例：世界自然遺産、ラムサール条約湿地、国指定鳥獣保護区、保護林、緑の回廊、自然保護の観点から条例等で指定する区域等）、その他地域の実情に応じて促進事業の実施による開発を控えるべき任意の土地（都道府県条例等による独自規制や、指標となるランドマーク周辺の一定区画の土地、個別の地番等で特定した土地等の区域）等が考えられます。</p> <p>なお、上記の検討にあたっては、法令等で定められた区域（例えば、保安林、農地、市街化調整区域など）について個別の事業を考慮せず、一律に促進区域から排除する規定とすることは望ましくありません。地域脱炭素化促進施設を設置するために必要な対応について、所管機関等と相談した上で、市町村等が条件を付して促進区域の設定を可能とする基準とすることが望されます。</p>
【2号基準】 考慮対象事項等 (法第5条の4 第2項2号)	<p>1号基準を該当させるには至らない区域について、<u>促進区域を設定する上で考慮事項を定めることができます</u>。</p> <p>2号基準も1号基準と同様に、再エネ種ごとに、それぞれ規則第5条の5第1項第1号から6号の（1）から（5）に掲げる事項のほか、規則第5条の5第2項の特に考慮が必要と判断する事項について、地域の実情に応じて必要と考えられる事項を選び出し定める必要があります。選び出しに当たっては、その理由を記載することが適切です。</p> <p>考慮対象事項ごとに、その考慮に当たって必要となる情報も示す必要があります。その情報の取得方法や取得源として考えられる代表的なものも示すことが望されます。</p> <p>また、各考慮対象事項に対して、促進事業の実施により負の影響が生じないようにするための取組の具体例も整理します。これらの事項は、市町村が促進区域を設定する際や、事業者が事業地を選定する際の、環境等への配慮に関する行動指針となります。</p>

### 第3 都道府県の対応

表 3-3 各基準の設定に当たって留意すべき事項（2/2）

都道府県基準として定める事項	留意事項
再エネ種ごとに、既に定めた1号事項及び2号事項の一部又は全部を考慮しないでよいとすることができる基準（規則第5条の4第3項及び5項。以下「特例事項等」という。）	<p>【一部を考慮しなくてよいとする場合（第3項）】</p> <p>再エネ種ごとに規則第5条の4第3項に基づき、上記で定めた1号事項及び2号事項の一部を選択的に考慮しないで促進区域の設定を行うとする都道府県基準を策定するものとなります。これは、実際に都道府県基準を規定するに当たっては、当該都道府県基準において定めようとしている1号事項及び2号事項（既に策定したものを含む。）のうち必要と認められるものに限って適用することができる規定を置くというものです。</p> <p>この場合、当該都道府県基準において定めようとしている1号事項及び2号事項（既に策定したものを含む。）のうち部分的な適用を検討することから規則第5条の6の準用によって、専門家等の意見を聴取する等の検討を踏まえた上で、規定することが必要です。</p> <p>【全部を考慮しなくてよいとする場合（第5項）】</p> <p>再エネ種ごとに規則第5条の4第3項に基づき、上記で定めた1号事項及び2号事項の全部を考慮しないで促進区域の設定を行うとする都道府県基準を策定するものとなります。</p> <p>この場合、当該都道府県基準において定めようとしている1号事項及び2号事項（既に策定したものを含む。）を適用しないこととなるため、実際の規定の適用としては、全国一律に適用される事項として促進区域設定に係る環境省令で定める基準がここにおける都道府県基準となります。このような工エネ種ごとに適用をしないことについての判断が必要となることから規則第5条の6を参照し、専門家等の意見等を踏まえた検討を行った上で、規定することが望まれます。</p>

### 第3 都道府県の対応

#### (3) 都道府県基準の具体例

促進区域に含めることができないと認められる区域（規則第5条の4第2項第1号）及び考慮対象事項等（規則第5条の4第2項第2号）の定め方

1. 太陽光発電（○kW 以下のものについては特例都道府県基準として別に定める基準に基づき促進区域を設定すること。）

##### (1) 1号基準

次の表の左欄に掲げる区域については、中欄に掲げる根拠及び理由に基づき、右欄に掲げる考慮対象事項の範囲に限り、促進区域に含めないこと（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第21条第6項及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）第5条の4第2項第1号。以下「規則」という。）。

促進区域に含めない区域 (1号基準)	区域設定の根拠となる環境配慮事項、関係法令及びその理由
世界遺産条約に基づく世界遺産リストに登録された〇〇の半径○kmの区域	規則第5条の5第1項第1号イ及び世界遺産条約〇〇の規定を根拠とし、左欄の世界遺産リストに指定された〇〇の保全のために必要と認められることから1号事項として区域設定を行う。
A県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域	規則第5条の5第2項及びA県水源地保護条例第●条の規定を根拠とし、施設の設置による水源地への影響から水源地の保全を行うことが必要と認められることから1号区域として区域設定を行う。

##### (2) 2号基準

次の表に掲げる「考慮対象事項」「考慮対象事項とした理由」の欄ごとに、右欄に掲げる事項を踏まえて促進区域の設定を検討すること（規則第5条の4第2項第2号）。

考慮対象事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校、病院等）の種類 ・住宅の分布状況	・EADAS ・関係部局が示す情報	・パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔をXメートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。
水の濁りによる影響	・取水施設の状況	・EADAS ・A県県民生活課WEBサイト	・沈砂地や濁水処理施設等を設置する等、適切な濁水発生防止策を講じること。
重要な地形及び地質への影響	・「A県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報	・A県自然保護課WEBサイト	（促進区域に当該区域を含む場合） ・当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
反射光による生活環境への影響	・保全対象施設（学校、病院等）の種類 ・住宅の分布状況	・EADAS ・関係部局が示す情報	・事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整すること等、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないよう措置を講じること。

### 第3 都道府県の対応

植物の重要な種及び重要な群落への影響 植物の重要な種及び重要な群落への影響	・植生自然度の高い地域	・EADAS	・原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。
植物の重要な種及び重要な群落への影響 植物の重要な種及び重要な群落への影響 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・特定植物群落 ・巨樹・巨木林	・EADAS ・EADAS	・当該地の改変を避けた事業計画にすること。 ・指定対象の改変を避けた事業計画にすること。
	・環境省レッドリスト ・A県レッドリスト	・地方環境事務所に聴取 ・A県自然保護課に聴取	・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	・A県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域）	・EADAS ・A県ハンターマップ	(促進区域に当該区域を含む場合) ・当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 地域を特徴づける生態系への影響	・環境省レッドリスト ・A県レッドリスト	・地方環境事務所に聴取 ・A県自然保護課に聴取	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	・自然再生の対象となる区域	・EADAS ・地方環境事務所WEBページ ・自然再生協議会に聴取	・事業の実施に当たって、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。
地域を特徴づける生態系への影響 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・重要里地里山 ・重要湿地 ・自然共生サイト（地域生物多様性増進法に基づき認定された増進活動実施計画等の実施区域を含む）	・生物多様性見える化マップ ・地方環境事務所に聴取	・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	・国立/国定公園、A県立自然公園の利用施設に位置付けられている眺望点 ・長距離自然歩道	・EADAS ・地方環境事務所に聴取 ・A県自然保護課に聴取	・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措

### 第3 都道府県の対応

			置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・A県立自然公園区域の普通地域 ・風致保安林  ・長距離自然歩道 ・保健保安林	・EADAS ・A県自然保護課WEBページ ・A県森林GIS  ・A県自然保護課WEBページ ・A県森林GIS	(促進区域に当該区域を含む場合) ・事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや附帯設備の色彩とすること。 ・事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。  (促進区域に当該歩道や区域を含む場合) ・当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
その他A県が必要と判断するもの	・土砂災害警戒区域	・EADAS ・A県防災情報ポータル	(促進区域に当該区域を含む場合) ・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること。

※名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・重要里地里山：生物多様性保全上重要な里地里山
- ・重要湿地：生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ・地域生物多様性増進法：地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

#### (3) 特例事項等

##### ① 特例事項

1号基準及び2号基準のうち一部のものについて、考慮を要しないと認められるものを定めることができます。

例えば、出力○kW未満の太陽光発電事業については、上記(1)(2)で定めた事項のうち以下の事項に限って適用することが可能となります。

考慮対象事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
その他A県が必要と判断するもの	・土砂災害警戒区域	・EADAS ・A県防災情報ポータル	(促進区域に当該区域を含む場合) ・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること。

##### ② 適用除外

1号基準及び2号基準の全部について、考慮を要しないと認められるものを定めることができます。

例えば、出力○kW未満の太陽光発電事業については、上記(1)(2)で定めた事項全てを考慮する必要がないと認められる場合は、全国一律に適用される規則第5条の2の規定を適用し、促進区域を設定することが可能となります。

#### (4) その他都道府県基準に関する留意点

##### ア 都道府県基準に係る合意形成

都道府県基準は自らの区域施策編の一部として定めるものであるため、策定・変更を行う際には、法第21条第10項から第13項の規定に基づき、各方面に意見聴取や協議を行う必要があります。

区域施策編を定めるに当たっては、関係地方公共団体、住民及び利害関係者の意見を反映させる必要があります（法第21条第10項及び第11項）。特に都道府県基準は、その規定事項として、促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（法第5条の4第2項第1号）及び再エネ種ごとの考慮対象事項等（法第5条の4第2項2号）を定めることができ、個別事業の計画立案に先立って、都道府県の定める区域施策編において再生可能エネルギーの導入の政策の方向性を形づくるものとなります。このため、域内の市町村や住民、利害関係者の意見を適切に反映することが必要です。これらの合意形成には、法定協議会が組織されている場合には、その枠組みを活用することが望まれます。特に都道府県基準で促進区域に含めることが適切でないと認められる区域を促進区域に設定したい意向を有する市町村からの相談があった場合は、地域共生型再エネ導入推進の観点から、柔軟な検討を行うことが求められます。

また、アセス法における配慮書手続の規定を適用しないこととする特例があることから、本来配慮書手続において検討すべき事項・手法を念頭に関係部局と連携した検討が求められます。

合意形成の手法については、45～51ページの市町村を都道府県に読み替えて参考ください。

##### イ 都道府県基準と市町村による促進区域の設定の関係性

促進区域の設定段階において、都道府県が都道府県基準を定めていない場合でも、促進区域設定に係る環境省令に従い、市町村において促進区域を設定することは可能です（ただし、都道府県基準を定めていない場合は、環境影響評価法に係る特例を受けることはできません。）。その際には、都道府県は市町村と事前に協議する等十分に連携をとり、市町村による促進区域の設定後に都道府県が都道府県基準を設定した場合においても、促進区域が都道府県基準の考え方と整合するよう、必要な情報提供、助言を行うことが望されます。

促進区域の設定段階において、都道府県基準を定めている場合は、同基準に「基づき」促進区域が設定されることが求められます（法第21条第8項）。これは、都道府県基準に合致しない促進区域の設定を排除するものではなく、柔軟な運用により都道府県基準に基づき促進区域を設定することを求めているものです。このため、定められた都道府県基準と合致しない促進区域の案が検討されているような場合は、個別の案件に応じて促進区域の設定が可能となるように都道府県基

### 第3 都道府県の対応

準の改正を行う等することで地域の実情に応じた促進区域の設定に向けた調整を行なうことが必要です。

#### ウ その他都道府県基準の策定に当たっての留意事項

都道府県は、都道府県基準を定めるに当たっては、検討の経緯、その内容、当該検討に際して参考にした資料等（希少野生動植物種の情報等の秘匿性のある情報を含むものを除く。）について明らかにすることが求められます。

#### エ 風力発電に係る促進区域の設定における保安林の扱いに関する考え方について

保安林は、認定を得た事業者が促進事業計画に従って行う促進事業（風力発電施設に限る。）については、森林法第26条第2項及び第26条の2第2項の「公益上の理由により必要が生じたとき」に該当するものとして保安林の解除の審査が行われます。このため、風力発電に係る都道府県基準において、保安林が除外区域として設定されている場合で、市町村から促進区域として設定したい旨相談を受けた場合は、都道府県は当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認の上、除外区域の見直しを検討することが望まれます。

## 2 促進事業に関する事項の共同設定

### (1) 概要

都道府県は、区域内の単独または複数の市町村と共同して、都道府県の地方公共団体実行計画において、促進事業に関する事項（法第21条第5項各号）を定めることができます。

市町村との計画の共同設定により広域的な観点からより適切な計画内容とし、各種取組を強力に推進するとともに、域内の促進区域を拡充し、促進事業制度を活用した再生可能エネルギーの導入量を増やすことが可能となります。また、市町村にとっては事務負担を軽減しつつ市町村内の再生可能エネルギーの導入量を着実に増やすこと等が期待されます。

#### ▼共同設定における都道府県の役割都道府県の役割

促進事業に関する事項の共同設定に際しては、市町村による単独での設定とは異なり、都道府県も区域設定の主体となります。その際、都道府県は、共同設定者である市町村の先導的役割を果たしていくことが望まれます。例えば、区域設定の発案時には、都道府県圏域全体での再生可能エネルギー導入目標の達成を意識しつつ、高い導入ポテンシャル有する市町村中心に複数の市町村に声掛けをすることや、ゾーニングマップの作成作業）時には、市町村に対して情報提供を呼びかけつつ、都道府県自ら収集する情報と統合させることで、市町村単独で作業する場合よりも多い視点での検討を実現とするといったことが考えられます。区域設定後も、促進区域に係る周知や事業者誘致等において都道府県が先導的に動くことで、より広域の事業者や住民等に対して、再エネ導入に対する姿勢を知らせることが可能になると考えられます。

また、仮に、都道府県が市町村に対して先導的役割を果たさない場合でも、市町村の動きを財政・人材・情報等の面から積極的にサポートすることで、結果的に、圏域全体での脱炭素化に繋がります。

### (2) 共同設定の方法について

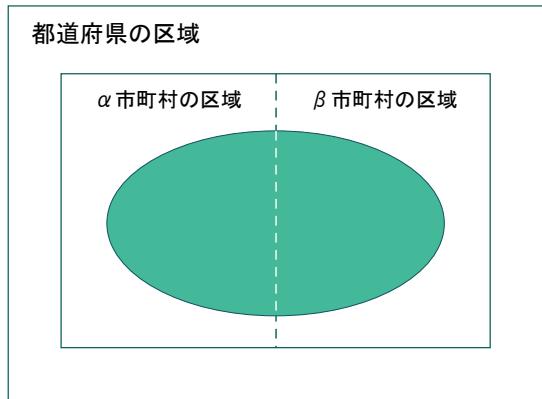
都道府県・市町村において適切に運用していただくために、ここでは（ア）共同設定の諸条件、（イ）共同設定時の合意形成の手法、（ウ）共同設定の具体的な設定例について解説をします。促進区域の設定方法自体は15～24ページをご参照ください。

ア 共同設定の諸条件

(ア) 共同設定の主体について

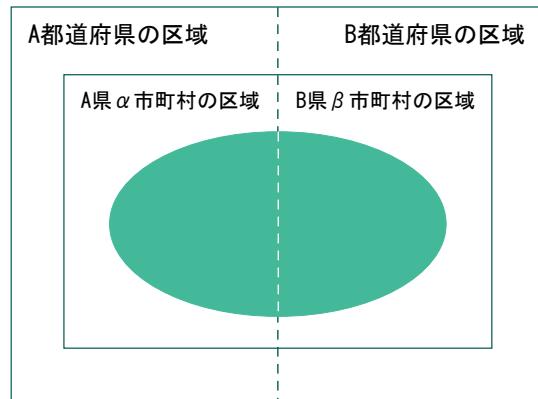
促進区域の設定主体としての地方公共団体の組み合わせとしては、主には、都道府県と市町村が共同する形で促進事業に関する事項を定めようとする以下の2類型が想定されます。この2類型に加えて、1つの都道府県と1つの市町村の組み合わせによるもののが考えられます。

① 1つの県と2つ以上の市町村



② 2つ以上の都道府県と2つ以上の市町村

※各都道府県とその区域内の市町村が共同している場合に限る。



上の2類型において、促進区域の設定は、都道府県の区域内の隣接しない二つ以上の市町村の間でも行うことができます（以下、「飛び地における共同設定」という）。この飛び地における共同設定は、以下のような場合に効果のある取組として考えることができます。

- ・その区域内の隣接しない市町村において地域の脱炭素に向けて積極的な取り組みを行っている主体同士において、都道府県も交えて連携・協力した取組を行う場合
- ・将来的に一定のエリア内で足並みを揃えた地域の脱炭素の取組を行うことが考えられる場合に、差し当たって、隣接しない市町村から共同設定を始めていくような場合
- ・二つ以上の都道府県において、それぞれの区域内の市町村が友好都市として連携しており、それに都道府県も交えて連携・協力した取組を行う場合

地域の脱炭素の取組の推進に向けては、一つの市町村で完結するだけではなく、市町村同士の距離に関わらず複数主体が連携・協力することも大切です。

### 第3 都道府県の対応

#### (イ) 共同設定に当たっての地方公共団体実行計画の策定の有無

促進区域の共同設定に当たり、都道府県においては事前に区域施策編を策定している必要がありますが、市町村においては、必ずしも区域施策編を事前に策定しておく必要はありません。市町村における計画の有無に拘らず、積極的に共同設定の動きが取られることが望まれます。

なお、令和6年6月25日付環地域調発第2406254号『地域脱炭素化促進事業制度の運用にあたっての留意事項等について（通知）』では、共同設定を行う場合において、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項のみを定めた地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定することも差し支えない。その場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項が、法第21条第3項第1号及び第5号の事項を兼ねることとなるが、法第21条第3項各号に規定するその他の事項を含めて記載を拡充していくよう努めること。」とされています。このため、都道府県としては、市町村における区域施策編の策定状況にかかわらず、共同設定を進めていくことが期待されます。

#### (ウ) 共同設定の成果物の区域施策編上の取り扱いについて

(イ) のとおり、市町村にあっては、区域施策編が未策定であっても共同設定に参画することができ、その場合、促進区域の共同設定を機に、区域施策編を新たに策定するという整理になります。これに対して、都道府県は、策定済みの計画を改定するという整理になります。

各地方公共団体で策定する区域施策編のうち、「促進事業に関する事項」部分のみを共同設定することとなるため、それぞれの区域施策編の別冊として整理し、共同設定者を連名で記載する方法を取ることが望れます。

#### イ 共同設定時の合意形成について

##### (ア) 共同設定を行う場合の会議体の設置について

共同設定を行う場合は、共同設定を行う全ての都道府県及び市町村で合意がなされ、また、法定協議会が設置されている場合においては同協議会において合意形成がなされることが必要です（法第21条第13号）。

##### (イ) 合意形成の流れ

促進事業に関する事項の共同設定を行おうとする場合は、関係する都道府県及び市町村において、共同設定すべき計画の各事項内容についての事前調整を行うことが考えられます。

次の段階として、共同設定しようとする事項がある程度具体化されてきた場合は、共同設定しようとする各都道府県及び市町村において、促進事業に関する事項について地域との合意形成を行います。法定協議会が設置されている場合

### 第3 都道府県の対応

はそれぞれの協議会において、協議します。

最終段階として、共同設定しようとする都道府県及び市町村において合一の意思決定を行うために、合同して開催する会議体を設置の上、合意形成を行うことが考えられます。

#### ウ 合意形成の場である会議体の合同開催について

計画の共同設定を行おうとする都道府県及び市町村においては、合意形成の内容として、共同設定の内容となる促進事業に関する事項が合致していることが求められます。

このようなことから、共同設定を行おうとする場合は、関係する都道府県及び市町村において合意形成のための会議を合同開催することも可能です。

合意形成の場として機能する会議体としては以下の2種が考えられます。

##### (ア) 法定協議会の合同開催

###### ① 合同開催の位置づけ・効果

法定協議会が共同設定を行おうとする地方公共団体においてそれぞれ設置されている場合は、共同設定のための法定協議会を合同で開催することが可能です。この場合、合同で開催する協議会での協議がそれぞれの地方公共団体における法定協議会における協議とみなすことが可能です。

###### ② 合同開催の運営方法

法定協議会を合同開催する場合は、各法定協議会から選定された委員が参加する会議運営を行うことが法定協議のみなしのために必要です。この場合、複数の市町村を取りまとめる主体である都道府県が事務局役を担うことが望まれます。事務局には、参画市町村と協力の上、それぞれの協議会からの委員の選定や、円滑な議論の運営に向けた各種調整を担うことが期待されます。

なお、都道府県が合同開催を行う場合においては、共同の協議会を常設の設置とし、都度、協議会の構成員であるその区域内の共同設定を行う市町村を変更することが可能となる設置要綱を定める等の工夫を行うこと等により、事務的なコストの合理化を図ることが考えられます。

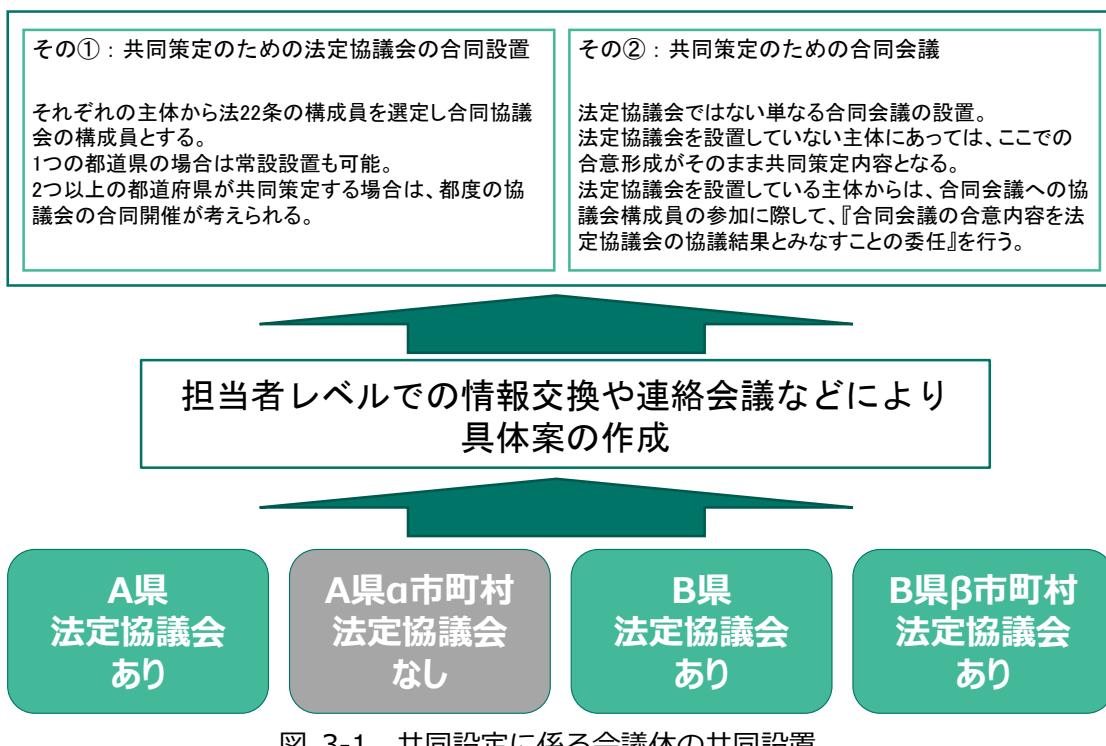
【注】 2つの都道府県以上の関与により共同設定を行う場合は、それぞれの都道府県が事務局となった形で、都度、合同協議会の開催となることが考えられます。

(イ) 法定協議会以外の会議体の合同開催

促進区域の設定は法定協議会が設置されていなくとも行うことができます。このため、計画の共同設定を行おうとする都道府県及び市町村のうち法定協議会が設置されていない都道府県又は市町村が含まれる場合は、法定協議会でない合同会議体を開催することが考えられます。

なお、この会議体は法定協議会としての性質を有さないことから、法定協議会を組織している都道府県又は市町村においては、別途法定協議会での協議（合同で開催された会議体での決定事項を追認する等の方法）が必要です。この場合、法定協議会から合同会議体に協議を委任する形をとることで、法定協議会での協議があつたものとして取り扱うことができます。

## 共同設定に係る会議体の合同設置について



### 第3 都道府県の対応

#### (3) 共同設定の具体例（参考）

○○県・●●市・△△市地方公共団体実行計画（区域施策編）別冊

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定

##### (1) 背景と目的

2025年4月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）では、第21条第5項において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めるものとする、同条第6項において共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることができるとされている。

○○県は、・・・である。●●市は、・・・である。△△市は、・・・である。（自治体の概要を記載）  
●●市、△△市における地域資源である再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）のポテンシャルの最大限活用と環境に対する適正な配慮の両立を目指し、地域と共生する再エネ導入を促進するため、○○県、●●市、△△市が共同で、本計画別冊において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を設定するものである。

法第21条第5項で規定された地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項は以下のとおりである。

- ① 地域脱炭素化促進事業の目標
- ② 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下、「促進区域」という。）
- ③ 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- ④ 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- ⑤ 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
  - ・地域の環境の保全のための取組
  - ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

##### (2) 地域脱炭素化促進事業の目標

○○県、●●市、△△市では、それぞれの区域施策編で温室効果ガス排出量の削減目標を設定しており、それを達成するための各区域での再エネ導入目標、そのうち地域脱炭素化促進事業での再エネ導入目標は下表に示すとおり設定する。

表 ●●市、△△市における促進事業の目標

	○○県	●●市	△△市
温室効果ガス排出量の削減目標	○t-CO <sub>2</sub> ※	●t-CO <sub>2</sub> ***	△t-CO <sub>2</sub> ****
		●+△t-CO <sub>2</sub> (○○県の X%)	
再エネ導入目標	○kW*	●kW	△kW
		●+△kW (○○県の X%)	
促進事業の再エネ導入目標	—	●kW	△kW

※：○○県地方公共団体実行計画（区域施策編）（○○県、令和〇年〇月）

※※：●●市地方公共団体実行計画（区域施策編）（●●市、令和●年●月）

※※※：△△市地方公共団体実行計画（区域施策編）（△△市、令和△年△月）

### 第3 都道府県の対応

#### (3) 促進区域

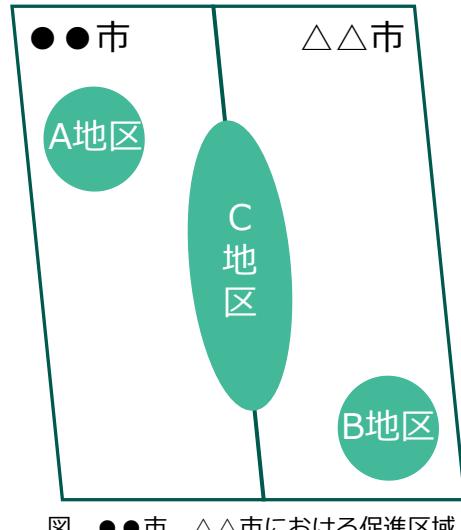
●●市、△△市における促進区域は、下表に示す国、○○県の基準の「促進区域から除外すべき区域」と本計画別表で定める●●市、△△市において「促進区域から除外すべき区域」を除き、再エネポテンシャル等の事業性を加味して設定した。促進区域の範囲は下図に示すとおり。

表 ●●市、△△市における促進区域から除いた区域

基準	促進区域から除外すべき区域	法令等	備考
国	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法	
	国立/国定公園の特別保護地区・海域 公園地区・第1種特別地域	自然公園法	
	国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法	
	生息地等保護区の管理地区	種の保存法	
○○県	○○区域	○○法	
	○○地域	○○法	
●●市、△△市	●●区域 △△区域	●●法 △△法	

表 ●●市、△△市における促進区域

地区	地域の所在	面積	施設種別
A 地区	●●市○○町○○番地 ほか○筆	○○m <sup>2</sup>	太陽光発電設備の整備
B 地区	△△市□□町□□番地 ほか□筆	□□m <sup>2</sup>	太陽光発電設備の整備
C 地区	●●市◇◇町◇◇番地 ほか◇◇筆 △△市◇◇町◇◇番地 ほか◇筆	◇◇m <sup>2</sup>	風力発電設備の整備



#### (4) 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

●●市、△△市の特性を踏まえて、促進事業は太陽光発電と陸上風力発電を対象とする。対象とする地域脱炭素化促進施設の種類と規模は下表に示すとおり設定する。

表 ●●市、△△市における地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

種類	規模		備考（設置形態）
	●●市	△△市	
太陽光発電	●kW	△kW	設備容量●kW 以上の地上設置型及び 農業型
陸上風力発電	●kW	△kW	設備容量●kW 以上

### 第3 都道府県の対応

#### (5) 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

本計画別表で定める促進事業は、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて以下の地域の脱炭素化のための取組を行うものとする。

- ・地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組（地方公共団体出資の地域新電力との連携等）
- ・住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ・ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）他

#### (6) 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき地域の環境の保全のための取組に関する事項

本計画別表で定める促進事業は、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて以下の地域の環境の保全のための取組を行うものとする。

- ・希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間にストレスを与えると繁殖への影響が懸念されることから、現地調査によって生息状況を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を実施。
- ・希少な植物の生育環境を保全する観点において、促進区域において希少な植物の生育に関する情報が得られたことから、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を回避。
- ・景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成する等により影響の程度を予測・評価し、地域脱炭素化促進施設の規模（高さや大きさ）や配置の工夫、周辺景観に調和する色彩や形態の採用、眺望点から見えないように植栽を実施。他

#### (7) 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する事項

本計画別表で定める促進事業は、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて以下の地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を行うものとする。

- ・域内への安価な再エネの供給や域内での経済循環を推進する取組
- ・地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
- ・地元の事業者・地域金融機関等の事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組他

#### (8) 実施体制・進行管理

促進事業の促進に関する事項は、○○県、●●市、△△市で設立した法定協議会において、必要に応じて取組や目標の見直しを行うものとする。

### 3 複数市町村にわたる促進事業計画の認定等について

#### (1) 複数市町村にわたる事業認定の事務について

都道府県と市町村が共同で設定した促進区域内において、促進事業が当該共同設定の複数の市町村の区域にわたって計画される場合においては、促進事業計画の認定の申請については、都道府県が認定主体となります（法第22条の5第1項）。また、共同で設定した促進区域における認定申請先を明確化する観点から、申請窓口となる部署等をあらかじめ都道府県庁内で定めておく必要があります。

なお、共同で設定した促進区域内の事業であっても、当該共同設定市町村のうち、1市町村において計画されている促進事業の場合は、当該市町村において事業認定を行うこととなります。

詳細の認定等手続の手法については、34～39ページの市町村を都道府県に読み替えてご参照ください。

#### (2) 都道府県の事業認定までの各主体間での連携について

都道府県は、(1)のように促進事業が当該共同設定の複数の市町村の区域にわたって計画される場合においては、その事業認定等の事務を行うこととなります。認定申請に関する情報については、都道府県と市町村において情報共有の体制整備を行う等密接な連携が必要です。例えば、認定後の市町村における一括手続等に向けて、認定申請の内容、都道府県からの指導の内容等を適切に情報共有する必要があります。

認定申請があった場合の流れや主体別の役割は図3-2のようになります。

### 第3 都道府県の対応

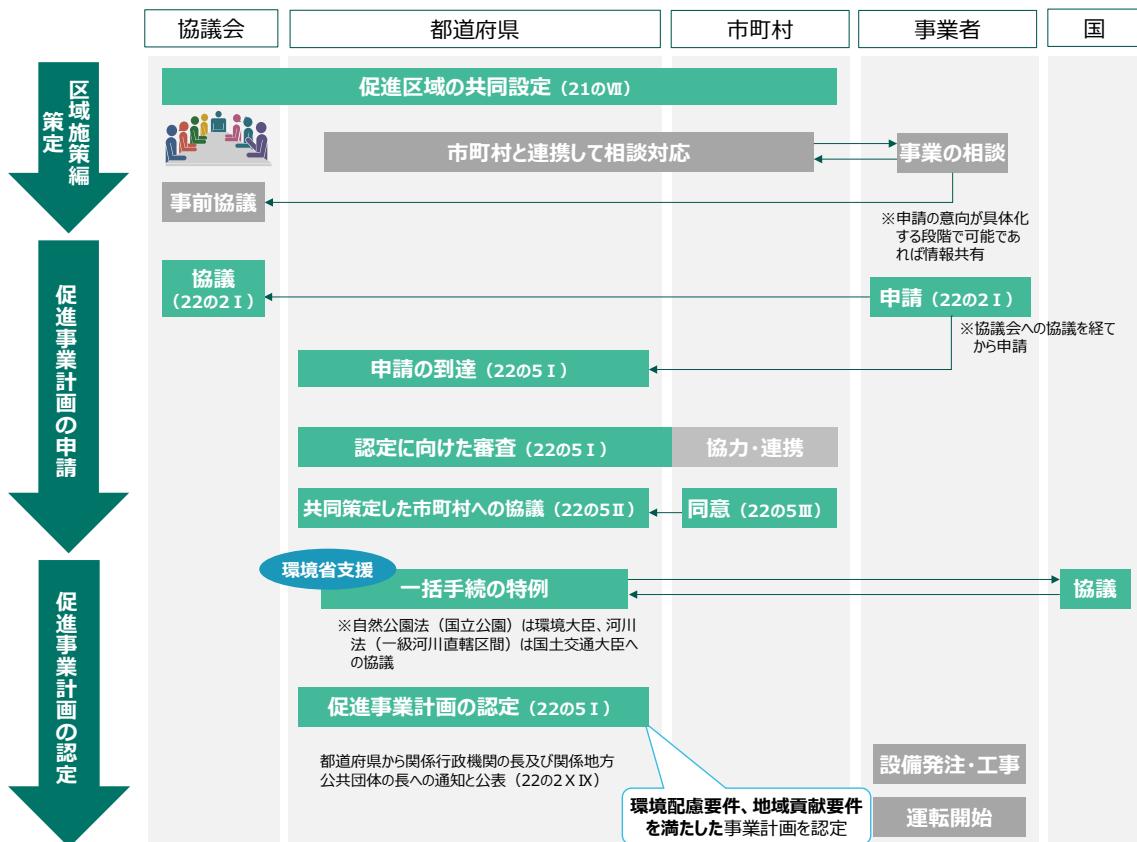


図 3-2 複数市町村にわたる促進事業の認定

### (3) 留意事項

#### ア 二つ以上の都道府県の境界にわたる促進事業の認定

二つ以上都道府県において隣接する二つ以上の市町村の境界（当該都道府県の境界）にわたる促進事業の認定について

第3 2 (2) ア (ア) で示す③の場合において都道府県の境界にわたり立地する促進事業計画の認定に関しては、その市町村の区域が属する都道府県ごとに行うことが必要です。しかし、共同で設定された促進事業に関する事項が同一のものであることから、比較的容易に認定手続が進むと考えられます。この場合、それぞれの都道府県では、事業者からの認定申請及び認定の時期が同じようになるよう情報共有を行うことや、共同で市町村他関係者の調整を行うことが望まれます。それぞれの事務手続の歩調を合わせることが、適切かつ早期な計画認定と、その後の事業着手に繋がります。

#### イ 都道府県が認定することにより協議が不要となる特例について

一括手続の対象となる法令のうち、許可権者が都道府県自身の場合は協議が不要となる場合があります。別冊第1章の特例に関する事項をお読みください。

### 第3 都道府県の対応

#### ウ 指定都市等を含む認定における一括手続の取扱いについて

共同設定した市町村の中に、一括手続の対象となる法令の許可権者等となる市町村が存在する場合は、都道府県は当該市町村に対して一括手続に関する協議をする必要があります。

例えば、図 3-3 に示すとおり A 県が B 市（政令指定都市）と C 市（基礎自治体）と共同設定した促進区域で行なう促進事業計画が盛土規制法に係る特例の対象となる場合、C 市部分については A 県が許可権者であるため協議は除外されますが、B 市部分については B 市への協議が必要となります。

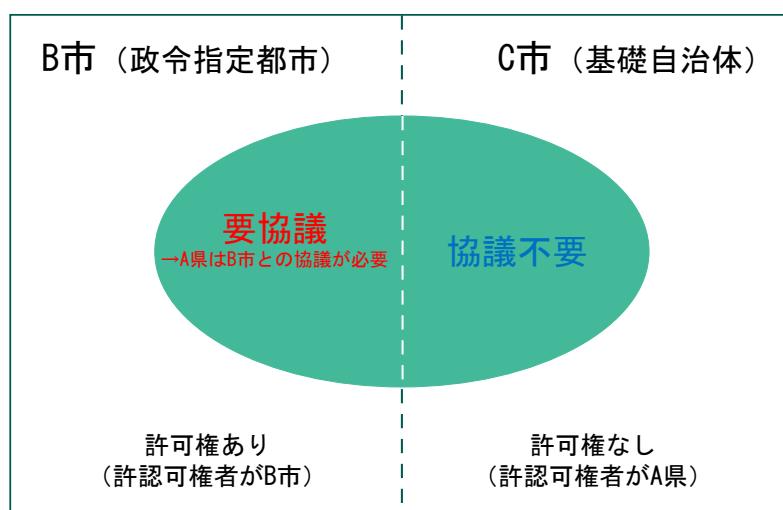
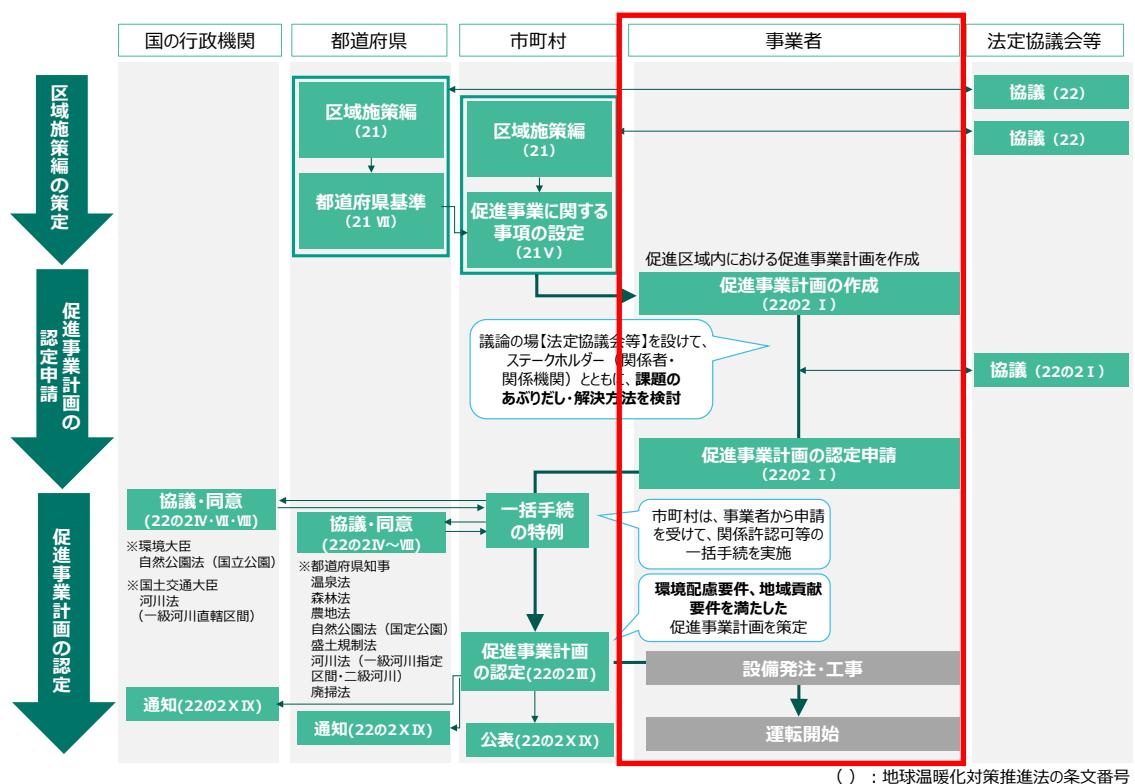


図 3-3 指定都市等を含む認定における一括手続の取扱い（イメージ）

## 第4 事業者の対応



この項目では、促進事業制度における事業者の対応について解説します。

## 1 促進事業計画案の作成

### (1) 事前相談

促進事業を行おうとする事業者は、地球温暖化対策推進法において、法定協議会が組織されているときは法定協議会における協議を経て、促進事業計画を作成し、区域施策編を策定した地方公共団体の認定を申請することができるとされています（法第22条の2第1項）。

地方公共団体が組織・運営する協議会での協議や地方公共団体における認定手続を円滑に進めるためには、事業立案や計画の段階等可能な限り早い時期において、地方公共団体の担当部署に事前相談を行うことが望まれます。事前相談では、促進事業計画の認定要件の確認等を行うことが想定されます。

地方公共団体によっては、事前相談の時点では促進事業に関する事項が設定されていない場合が考えられます。また、促進事業に関する事項が設定されている場合であっても、想定する事業地が促進区域に含まれないことも考えられますが、地方公共団体によっては、事業者の提案を受けて促進区域を設定（事業提案型での促進区域等の設定）することを可能としている場合もあります。

地方公共団体とは早期にコミュニケーションをとり、必要な手続等を確認することが求められます。

### (2) 促進事業計画案の作成

事業者は、まずは、法定協議会での協議開始に向けて、運営する地方公共団体の求めに応じて、促進事業計画案を作成することとなります。促進事業計画案には以下の事項を記載します（法第22条の2第2項各号）。

#### <地域脱炭素化促進事業計画に記載しなければならない事項>

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガス排出量の削減等に関する目標を含む）
- ③ 地域脱炭素化促進事業の実施期間
- ④ 地域脱炭素化促進施設の種類、規模、その他の施設の整備内容
- ⑤ ④の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- ⑥ ④の整備及び⑤の取組に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
- ⑦ ④の整備及び⑤の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- ⑧ ④の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
  - ・地域の環境の保全のための取組
  - ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

##### ⑨ その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項

また、促進事業計画案は、以下の促進事業計画の認定要件を満たすように作成します（法第22条の2第3項各号）。

- 促進事業計画の内容が区域施策編に適合するものであること。特に促進事業計画に記載しなければならない事項のうち④、⑤、⑧が区域施策編と合致していることが必要です。
- 促進事業計画に記載された促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は以下のとおりです（地域温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下「認定省令」という。）第5条各号）

##### <地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準>

- ① 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。
- ② 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電気的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。
- ③ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守すること。

環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準（認定省令第6条各号）は以下のとおりです。

##### <環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準>

- ① 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置（当該地域脱炭素化促進施設等が、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。）その他の必要な体制を整備し、

実施することであること。

- ② 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第4条第1号に掲げるものを電気に変換する再生可能エネルギー発電施設であって、その出力が20kW未満のもの又は屋根に設置されるものにあっては、この限りでない。
- ③ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。
- ④ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施することであること。
- ⑤ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守することであること。
- ⑥ 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

促進事業計画案の作成に当たっては、付録として掲載している促進事業計画の様式を参考にするとともに、協議会での協議で求められる事業計画の分かりやすい解説資料や数値等の根拠を整理しておくことが望されます。

### (3) 促進事業計画案の作成に当たっての地域への配慮

促進事業計画案の作成に当たって、適正な環境配慮の確保と地域の合意形成に配慮する必要があります（法第22条の2第2項第8項口 参照）。

地域に受け入れられる事業となるためには、地域住民の生活環境や自然環境への最大限の配慮は当然のことながら、事業を通じて、必要に応じて地域の各主体も巻き込みつつ、地域経済の活性化、防災等の社会課題の解決に貢献する姿勢が肝要です。

地域のニーズに応じた事業形成に向けては、地域の行政、住民、企業者との関係構築を丁寧に行うことが必要です。協議会にて地域住民やその他の利害関係者と対峙する前に、必要に応じて地域コミュニティの代表者に情報提供を行うこと等も検討してください。

### (4) 促進事業計画案の作成における留意事項（地方公共団体への協力）

地方公共団体によっては、事業者の提案により隨時、促進区域を設定する準備をしている場合があります。

#### 第4 事業者の対応

促進区域の設定に当たっては、その設定主体となる地方公共団体が環境保全の観点や社会的配慮の観点から考慮すべき事項等の情報を収集する必要がありますが、事業者は、事業計画段階で既にこれらの情報を収集している場合も考えられることから、地方公共団体に提供する等促進区域等の設定に協力することが望まれます。詳細は地方公共団体の担当部署と相談してください。

## 2 法定協議会での事前協議

### (1) 法定協議会の役割及び構成員

促進事業計画の認定を申請しようとする事業者は、計画策定市町村において法定協議会が組織されている場合は、認定申請の前に、法定協議会において当該事業計画を協議してもらう必要があります（法第22条の2第1項）。これは、促進事業計画が区域施策編に定めた要件に適合することについて、市町村だけでなく、法定協議会の構成員が確認することで、地域の円滑な合意形成を図ることがねらいです。

また、市町村による一括手続の対象となる法令の許可権者等である国や都道府県の担当部局が法定協議会に出席し、技術的知見の共有等を行うことにより、事業検討の早期の段階から、関係者における許可等の制度に対する理解増進を図ることも考えられます。

法定協議会の構成員の例は45、46ページを参照ください。

### 3 促進事業計画の認定申請

#### (1) 促進事業計画の認定申請

2 (1) にて記載の法定協議会による協議を経た事業計画について、35~38ページに示す書類がそろっているかを確認した上で、市町村（法第22条の5に基づく区域の場合は都道府県）の担当部署に促進事業計画を提出し、認定を申請します。

#### (2) 促進事業の実施

事業者は、促進事業計画の認定後、その事業を促進事業として実施することが可能となります。事業実施に際して、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）別冊 コラム・認定事業に対する特例・様式集・法令の「第1 認定事業に対する特例」に記載の特例を受けることができます。

事業者は、促進事業計画に沿った事業の進行を常々確認し、計画に沿えていない場合には速やかに軌道修正するとともに、必要に応じて事業計画の見直しも行う必要があります。

#### (3) その他申請に当たっての留意点

促進事業計画の認定申請において、地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められる必要があります。国有林野の貸し付けなど、土地使用権原の事前取得が明らかに困難な場合が考えられます。

このような場合の取扱いについては、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）別冊 コラム・認定事業に対する特例・様式集・法令の「第4 コラム 9 地域脱炭素化促進事業計画の認定と土地使用権原の取得について」をご参照ください。

## 4 促進事業計画の変更の認定申請等

### (1) 促進事業計画の変更の認定申請

促進事業の認定を受けた事業者が促進事業計画を変更しようとするときは、法定協議会が組織されているときは当該法定協議会における協議を経て、計画策定市町村の認定を受ける必要があります。

ただし、以下に示す環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更についてはこの限りではありません。

<環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更>

- ① 認定地域脱炭素化促進事業者の変更
- ② 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更
- ③ ②に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更
- ④ 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更
- ⑤ 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更
- ⑥ 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更
- ⑦ 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の内容の変更
  - ・地域の環境の保全のための取組
  - ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- ⑧ ①～⑦に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更

促進事業計画を変更する場合には、付録の促進事業計画の変更に係る認定申請書を作成し、都道府県または市町村の担当部署に速やかに申請することが必要です。

### (2) 促進事業計画の軽微な変更の届出

促進事業の認定を受けた事業者が環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければならないとされています。

促進事業計画に軽微な変更が生じた場合には、市町村若しくは都道府県の担当部署に速やかに届け出ることが必要です。

### (3) 事業の報告、認定の取消

都道府県または市町村の長は、事業者に対して、促進事業計画に記載する以下の取組の実施状況について報告を求めることができるとされています。

- ① 地域脱炭素化促進施設の種類、規模、その他の施設の整備内容
- ② ①の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- ③ ①の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
  - ・地域の環境の保全のための取組
  - ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

また、当該促進事業計画を認定した都道府県または市町村は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、促進事業計画の認定を取り消すことができるとされています。

- 事業者が促進事業計画に従って促進事業を行っていないとき。
- 促進事業計画が以下のいずれかに該当しないものとなったとき。
  - ・促進事業計画の内容が区域施策編に適合するものであること。
  - ・促進事業計画に記載された促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - ・その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。